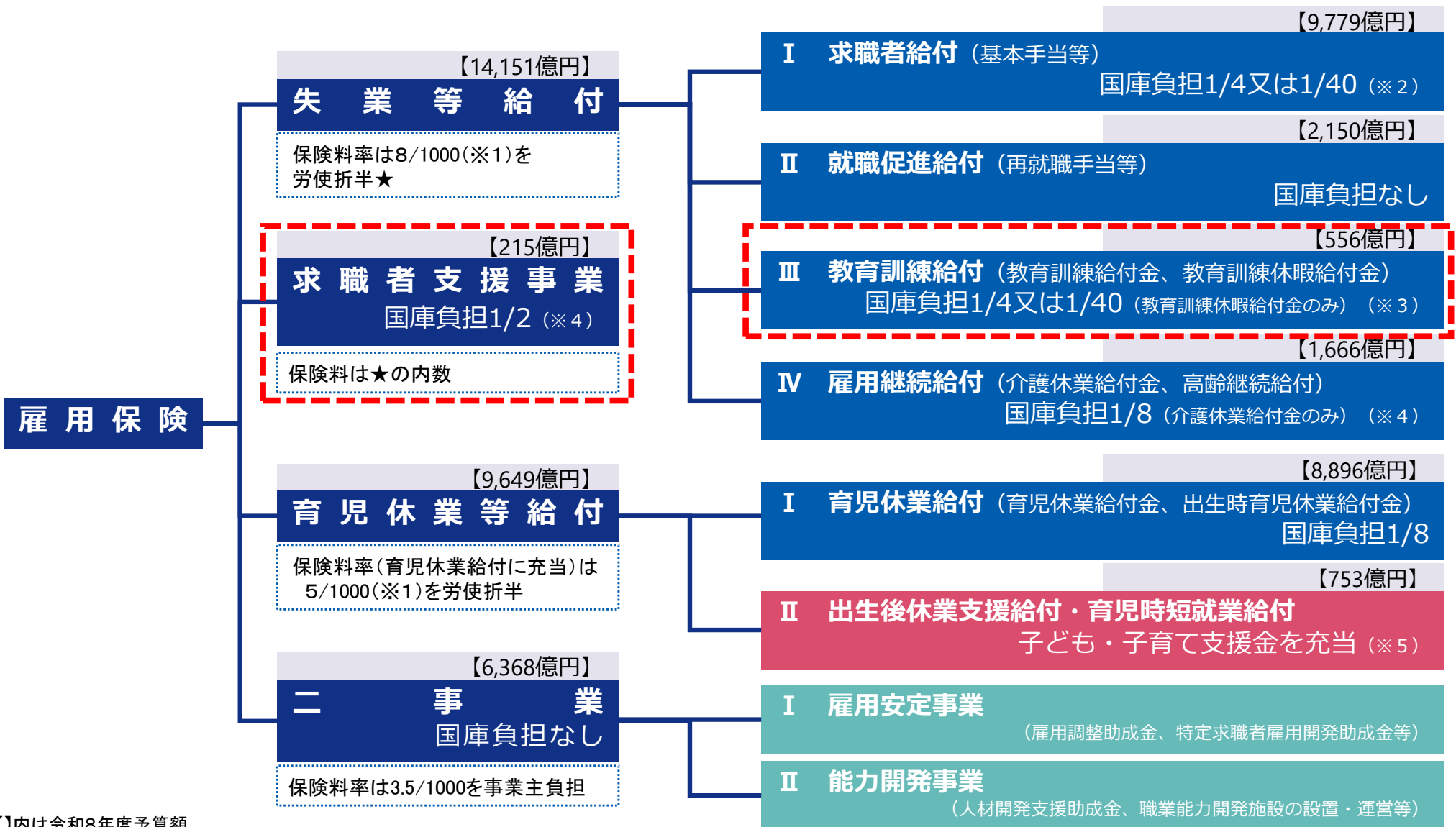


教育訓練給付等について

厚生労働省 職業安定局 雇用保険課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本日主に御議論いただきたい項目



【】内は令和8年度予算額。

※1 法律の本則上の保険料率を記載。令和8年度は、失業等給付：6/1000、育児休業給付：4/1000。

※2 国庫負担割合は、政令で定める基準に従い1/4又は1/40となる(日雇労働求職者給付金については1/3又は1/30)。また、これとは別に、失業等給付及び求職者支援事業に要する費用に充てるため、予算で定めるところにより、国庫から繰入を実施することができる。

※3 令和7年10月1日施行。国庫負担割合は、基本手当と同様に政令で定める基準に従い1/4又は1/40となる。

※4 求職者支援事業の国庫負担割合は、当分の間、本則の55%水準に引き下げ。介護休業給付金の国庫負担割合は、令和8年度までの間は、本則の10%水準に引き下げ。

※5 令和7年4月1日施行。財源は全額子ども・子育て支援金であり、雇用保険料は充てられない。

教育訓練給付金について

(制度概要、利活用実績、講座指定等)

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

教育訓練給付金の概要

労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付金 ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象＞	特定一般教育訓練給付金 ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象＞	一般教育訓練給付金 ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象＞
給付内容	・受講費用の50%（上限年間40万円） （6か月ごとに支給） ・追加給付①: 1年以内に資格取得・就職等 ⇒受講費用の20%（上限年間16万円） ・追加給付②: 訓練前後で賃金が5%以上上昇(※1) ⇒受講費用の10%（上限年間8万円）	・受講費用の40%（上限20万円） ・追加給付: 1年以内に資格取得・就職等(※1) ⇒受講費用の10%（上限5万円）	・受講費用の20%（上限10万円）
支給要件	○ 在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付金の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者 ○ 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合、専門実践教育訓練給付金は2年以上、特定一般教育訓練給付金・一般教育訓練給付金は1年以上）		
講座数	3,485 講座	1,532 講座	12,140 講座
受給者数	37,174人（初回受給者数）	7,941人	70,510人
講座指定要件	<u>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</u> ① 業務独占資格又は名称独占資格に係る養成施設の課程（4年制課程含む R7.4～） ② 専門学校^{文部科学省連携}の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム ③ 専門職大学院の課程及び外国の大学院の経営管理に関する学位課程（R7.4～） ④ 大学等の職業実践力育成プログラム^{文部科学省連携} ⑤ 第四次産業革命スキル習得講座等の課程（ITSSレベル3以上）(※2) ^{経済産業省連携} ⑥ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程	<u>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</u> ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係る養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等 ② 一定レベル（ITSSレベル2）の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 (※2) ③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム^{文部科学省連携} ④ 職業能力評価制度の検定（技能検定又は団体等検定）の合格を目指す課程（R7.4～）	<u>次のいずれかの類型に該当する教育訓練</u> ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの 〔民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等〕

（注）講座数は令和8年10月時点、受給者数は令和7年度実績（速報値）。（※1）令和6年10月1日以降に受講開始した者について適用。（※2）令和6年10月1日付け指定から適用。 3

教育訓練給付創設時の考え方

- 平成10年雇用保険法改正により、新たに「自ら職業に関する教育訓練を受けた場合」を保険事故とした上で、その場合における労働者の雇用の安定及び就職の促進を図ることを目的とした教育訓練給付を創設。

＜創設の背景＞

- 産業構造の変化、**企業の高付加価値化・新分野転換等**に伴い、これまで以上に高度で幅広い職業能力が求められている中で、企業内職業訓練に対する支援や公共職業訓練の充実等が図られてきたが、多様な職業能力の開発は**画一的・一方的な教育訓練だけでは行うことが難しく、労働者個々人の選択と主体的な取組という手法が加わることによって初めて十分になし得るもの**。
- また、産業間・企業間の労働移動が増加し、**企業における実力重視の傾向も強まりを見せている**中で、労働者の雇用の安定、就職の促進等を図る上で、**労働者個々人による主体的な職業能力開発が重要不可欠な意味を有する**ようになり、また、それに対する**労働者自身のニーズも急速に高まっている**。
- こうして、**労働者個々人の主体的な職業能力開発の促進は、労働者に共通の雇用上の課題として認識されるに至り、被保険者としての個々の労働者に共通して発生する雇用に関する問題（リスク）に対処する仕組みである失業等給付により措置することが必要かつ適当な状況が生じた**。
- 労働者が主体的な職業能力開発を行う場合の障害として最も多いのが時間面の制約と費用面の制約であることを踏まえ、労働者が主体的に職業能力開発を行った場合に、自ら負担した職業能力開発に係る費用の一部を支給する教育訓練給付が失業等給付として創設されることとなった。

教育訓練給付金に係る制度変遷

	平成15年改正以前 (H10.12創設)	平成15年改正 (同年5月施行)	平成19年改正 (同年10月施行)	平成26年改正 (同年10月施行)	平成29年改正 (平成30年1月施行)	平成31年省令改正 (同年10月施行)	令和6年改正 (同年10月施行)
給付率	80% ※要件期間5年以上 ※上限20万円 (H10.12～) 上限30万円 (H13.1～)	20～40% ※具体的な給付率： 要件期間3～5年：20% 要件期間5年以上：40% ※上限： 要件期間3～5年：10万円 要件期間5年以上：20万円	20% ※要件期間3年以上 (初回に限り1年) ※上限：10万円	一般教育訓練給付金 20% ※同左	一般教育訓練給付金 20% ※同左	一般教育訓練給付金 20% ※同左	一般教育訓練給付金 20% ※同左
						特定一般教育訓練給付金 40% ※要件期間3年以上 (初回に限り1年) ※上限20万円	特定一般教育訓練給付金 最大50% ※要件期間3年以上 (初回に限り1年) ※上限25万円
				専門実践教育訓練給付金 最大60% ※要件期間10年以上 (初回に限り2年) ※上限年48万円	専門実践教育訓練給付金 最大70% ※要件期間3年以上 (初回に限り2年) ※上限年56万円	専門実践教育訓練給付金 最大70% ※同左	専門実践教育訓練給付金 最大80% ※要件期間3年以上 (初回に限り2年) ※上限年64万円
				教育訓練支援給付金 50% ※基本手当日額に対する割合 ※平成30年度末までの暫定措置	教育訓練支援給付金 80% ※基本手当日額に対する割合 ※令和3年度末まで暫定措置延長	教育訓練支援給付金 80% ※基本手当日額に対する割合 ※令和6年度末まで暫定措置延長	教育訓練支援給付金 60% ※基本手当日額に対する割合 ※令和8年度末まで暫定措置延長

（令和6年改正）教育訓練給付金の拡充

現状・課題

- 厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講・修了した場合にその費用の一部を支給すること（教育訓練給付金）を通じて、労働者の学び直し等を支援している。
- 個人の主体的なリ・スキリング等への直接支援をより一層、強化、推進するとともに、その教育訓練の効果（賃金上昇や再就職等）を高めていく必要がある。

見直し内容

- 教育訓練給付金の給付率の上限を受講費用の70%から80%に引き上げる。【法律事項】
 - ・ 専門実践教育訓練給付金（中長期的キャリア形成に資する専門的・実践的な教育訓練講座を対象）について、教育訓練の受講後に賃金が増加した場合、現行の追加給付に加えて、更に受講費用の10%（合計80%）を追加で支給する。【省令】
 - ・ 特定一般教育訓練給付金（速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練講座を対象）について、資格取得し、就職等した場合、受講費用の10%（合計50%）を追加で支給する。【省令】

＜施行期日＞2024（令和6）年10月1日

〈改正前〉

	専門実践	特定一般
本体給付	50%	40%
追加給付① (資格取得等)	20%	—
追加給付② (賃金上昇)	—	—
最大給付率	70%	40%



〈改正後〉

	専門実践	特定一般
本体給付	50%	40%
追加給付① (資格取得等)	20%	10%
追加給付② (賃金上昇)	10%	—
最大給付率	80%	50%

教育訓練給付金の支給状況①

【一般教育訓練給付金・年度別】

(単位：人、千円)

	受給者数			支給金額		
	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女
平成28年度	111,790 (△ 6.9)	55,870	55,920	4,229,898 (△ 4.7)	2,381,110	1,848,788
平成29年度	99,978 (△10.6)	51,488	48,490	3,807,560 (△10.0)	2,206,492	1,601,068
平成30年度	92,571 (△ 7.4)	49,005	43,566	3,479,143 (△ 8.6)	2,114,151	1,364,992
令和元年度	90,776 (△ 1.9)	49,397	41,379	3,515,524 (10.5)	2,171,196	1,344,328
令和2年度	89,011 (△ 1.9)	51,198	37,813	3,423,119 (△ 2.6)	2,216,784	1,206,334
令和3年度	88,458 (0.5)	50,293	39,165	3,404,769 (△ 0.5)	2,166,581	1,238,188
令和4年度	78,226 (△12.6)	44,849	33,377	2,976,022 (△12.6)	1,905,289	1,070,732
令和5年度	76,257 (△ 2.5)	43,816	32,441	2,982,346 (0.2)	1,895,533	1,086,813
令和6年度	73,766 (△ 3.3)	43,103	30,663	3,026,174 (1.5)	1,930,355	1,095,818
令和7年度	70,510 (△ 4.4)	41,493	29,017	2,877,374 (△4.9)	1,846,220	1,031,154

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)支給金額は業務統計値である。

(注3)令和7年度の数値は、速報値であり変動があり得る。

【特定一般教育訓練給付金・年度別】

	受給者数			支給金額		
	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女
令和元年度	126 -	99	27	12,314 -	11,089	1,225
令和2年度	1,647 (1207.1)	876	771	111,091 (802.2)	76,588	34,503
令和3年度	2,407 (46.1)	1,261	1,146	164,358 (47.9)	107,890	56,468
令和4年度	3,056 (27.0)	1,442	1,614	186,387 (13.4)	114,552	71,834
令和5年度	3,670 (20.1)	1,840	1,830	237,045 (27.2)	153,648	83,397
令和6年度	4,947 (34.8)	2,266	2,681	283,003 (19.4)	179,864	103,139
令和7年度	7,941 (60.5)	3,495	4,446	469,715 (66.0)	302,146	167,569

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)支給金額は業務統計値である。

(注3)特定一般教育訓練給付金は令和元年10月施行。(注4)令和6年10月から支給率を40%→最大50%に引き上げている。

(注5)令和7年度の数値は、速報値であり変動があり得る。

教育訓練給付金の支給状況②

【専門実践教育訓練給付金・年度別】

	初回受給者数			受給者数			支給金額		
	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女
平成28年度	9,630 (64.1)	3,820	5,810	20,874 (214.4)	8,842	12,032	2,853,065 (146.4)	1,353,656	1,499,408
平成29年度	13,229 (37.4)	4,877	8,352	38,781 (85.8)	15,217	23,564	4,933,337 (72.9)	2,200,394	2,732,944
平成30年度	19,465 (47.1)	7,094	12,371	58,486 (50.8)	21,402	37,084	8,089,014 (64.0)	3,305,555	4,783,459
令和元年度	23,251 (19.5)	8,274	14,977	71,648 (22.5)	25,491	46,157	10,348,718 (27.9)	4,083,537	6,265,181
令和2年度	29,404 (26.5)	10,169	19,235	80,517 (12.4)	27,882	52,635	11,614,829 (12.2)	4,596,769	7,018,060
令和3年度	34,835 (18.5)	11,767	23,068	91,063 (13.1)	30,509	60,554	12,816,851 (10.3)	5,056,147	7,760,705
令和4年度	35,906 (3.1)	12,393	23,513	96,301 (5.8)	32,556	63,745	13,867,681 (8.2)	5,485,874	8,381,807
令和5年度	36,324 (1.2)	12,746	23,578	98,786 (2.6)	33,477	65,309	14,402,098 (3.9)	5,664,183	8,737,915
令和6年度	37,165 (2.3)	12,617	24,548	100,062 (1.3)	33,288	66,774	14,597,507 (1.4)	5,584,961	9,012,546
令和7年度	37,174 (0.0)	12,529	24,645	100,384 (0.3)	33,034	67,350	14,527,252 (△ 0.5)	5,424,963	9,102,289

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)受給者数は延べ人数であり、支給金額は業務統計値である。

(注3)専門実践教育訓練給付は平成27年4月以降支給開始。

(注4)平成30年1月から支給率を最大60%→最大70%に上げている。

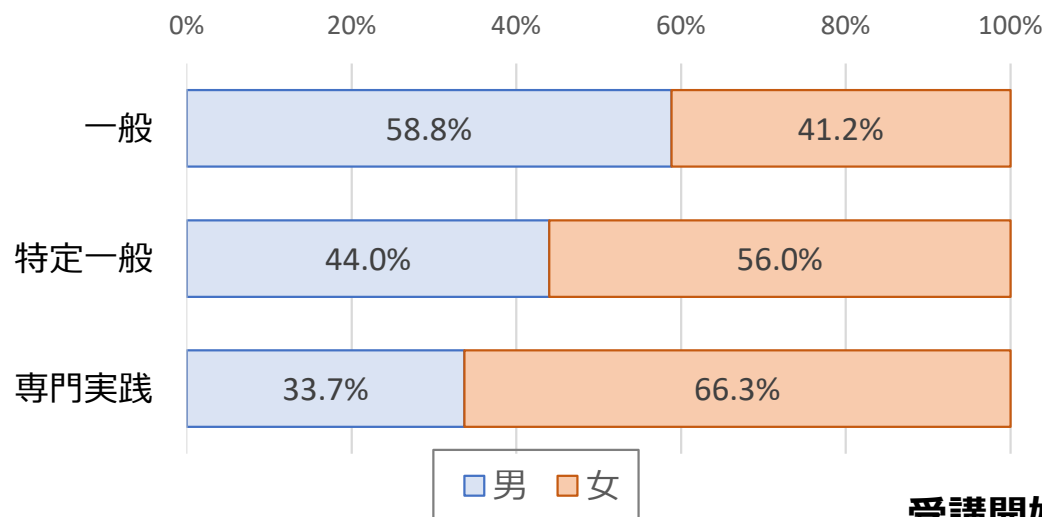
(注5)令和6年10月から支給率を最大70%→最大80%に引き上げている。

(注6)令和7年度の数値は、速報値であり変動があり得る。

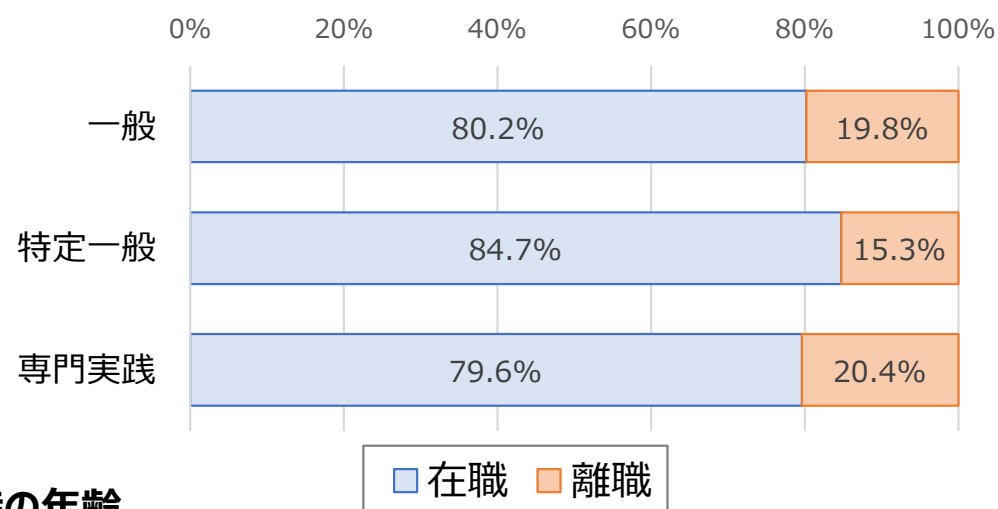
教育訓練給付金の受給者の属性（令和7年度）

○ 教育訓練給付金の受給者の属性を見ると、専門実践は、特定一般・一般と比較して、女性が多くなっている。また、専門実践、特定一般、一般のいずれにおいても、在職者が多くを占めるが、専門実践では一般・特定一般と比較して、離職者が多くなっている。

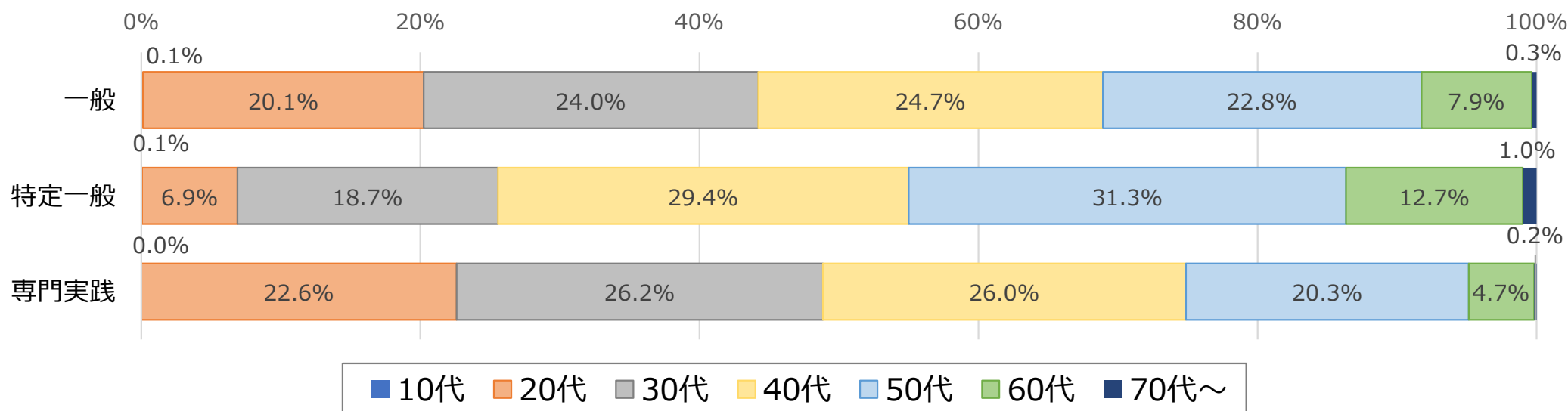
性別



受講開始時の在職状況



受講開始時の年齢



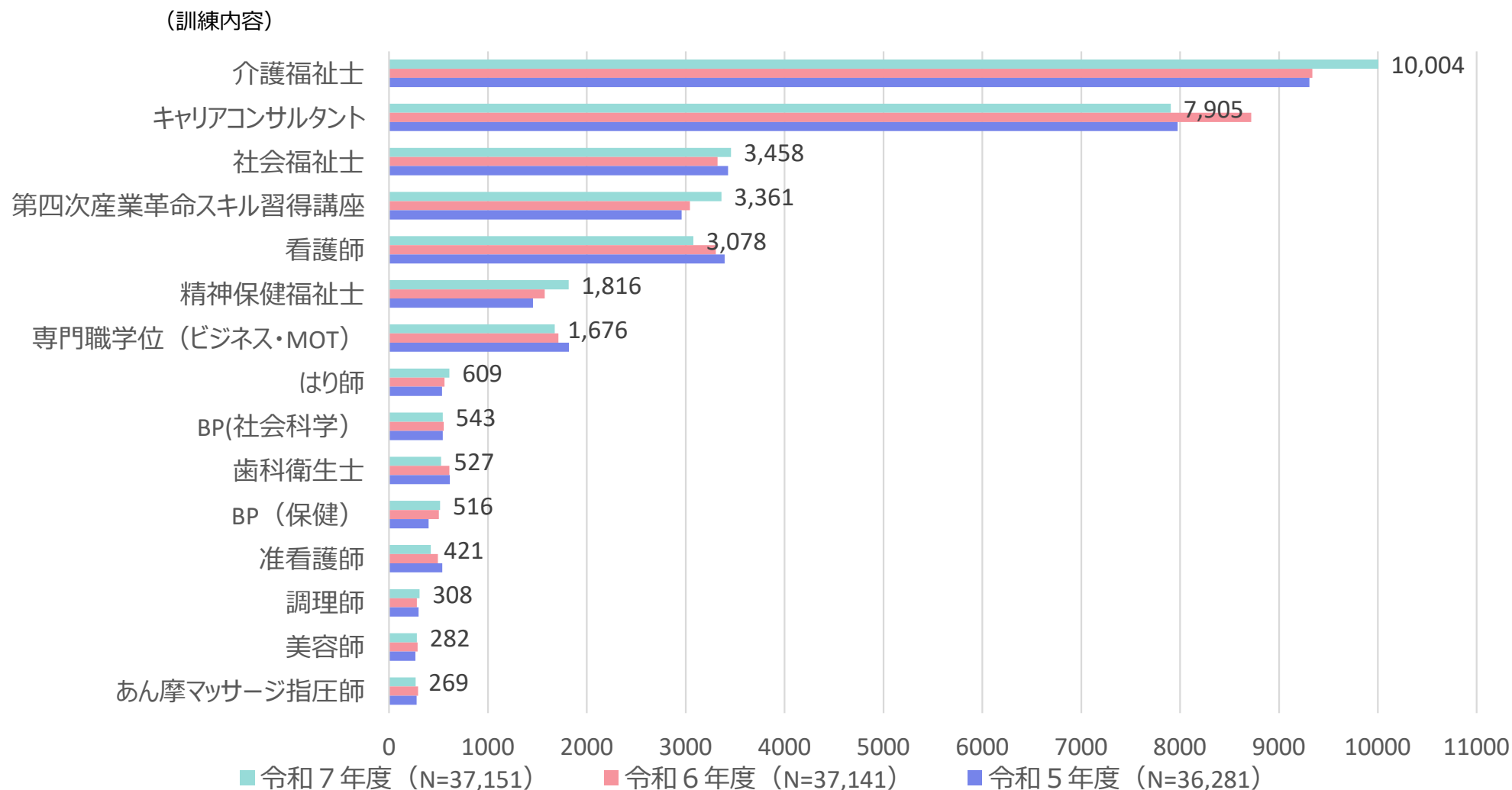
（注）令和7年度の教育訓練給付金の受給者（専門実践は初回受給者数）は、一般は70,510人、特定一般は7,941人、専門実践は37,174人となっている。

専門実践教育訓練給付金受給者の主な受講内容

- 直近3か年度の状況を見ると、介護福祉士、キャリアコンサルタント、社会福祉士、第四次産業革命スキル習得講座といった資格の取得を目的とする講座の受講者が多く、次に、看護師、専門職大学院（ビジネス、MOT）等の受講者が多くなっている。

主な訓練内容別初回受給者数

(人)



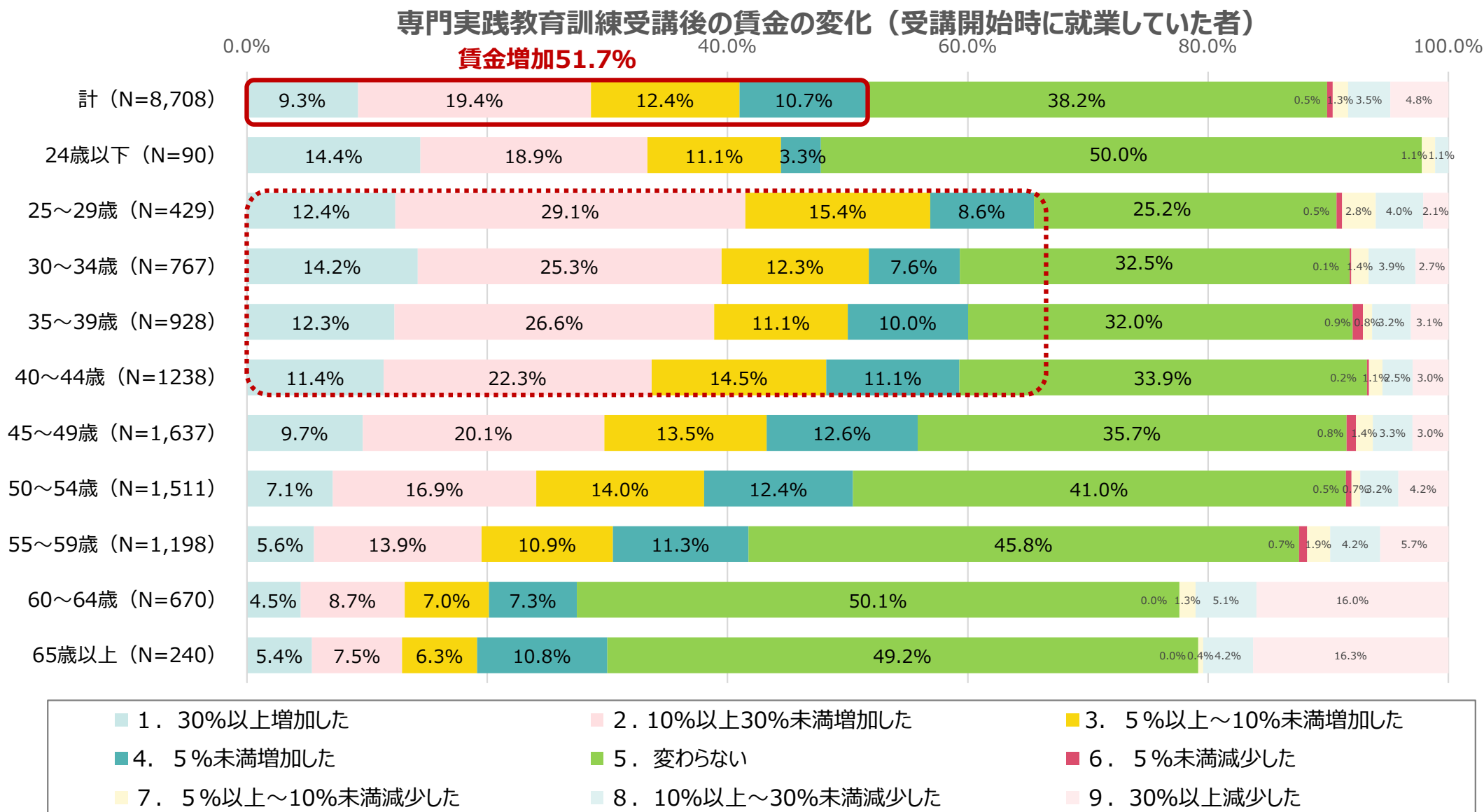
※ 専門実践教育訓練給付受給者の多い順から15コースを抽出している。それ以外のコースの受給者数は、令和5年度は2,471人、令和6年度は2,546人、令和7年度は2,378人。

※ このデータは特別集計したものであり、各年度の総数は他の業務統計と一致しない。

※ 「BP」とは、Brush up Program for professional（職業実践力育成プログラム）の略。BP（社会科学）は経営マネジメントコースなど、BP（保健）は認定看護師コースなど。

【在職者】専門実践教育訓練給付金受給者の訓練修了後の賃金の変化（受給者アンケート）

- 専門実践教育訓練受講者のうち受講開始時に就業していた者の約 5 割（51.7%）が受講後に賃金が増加しており、25歳から45歳未満では約 6 割の賃金が増加している。



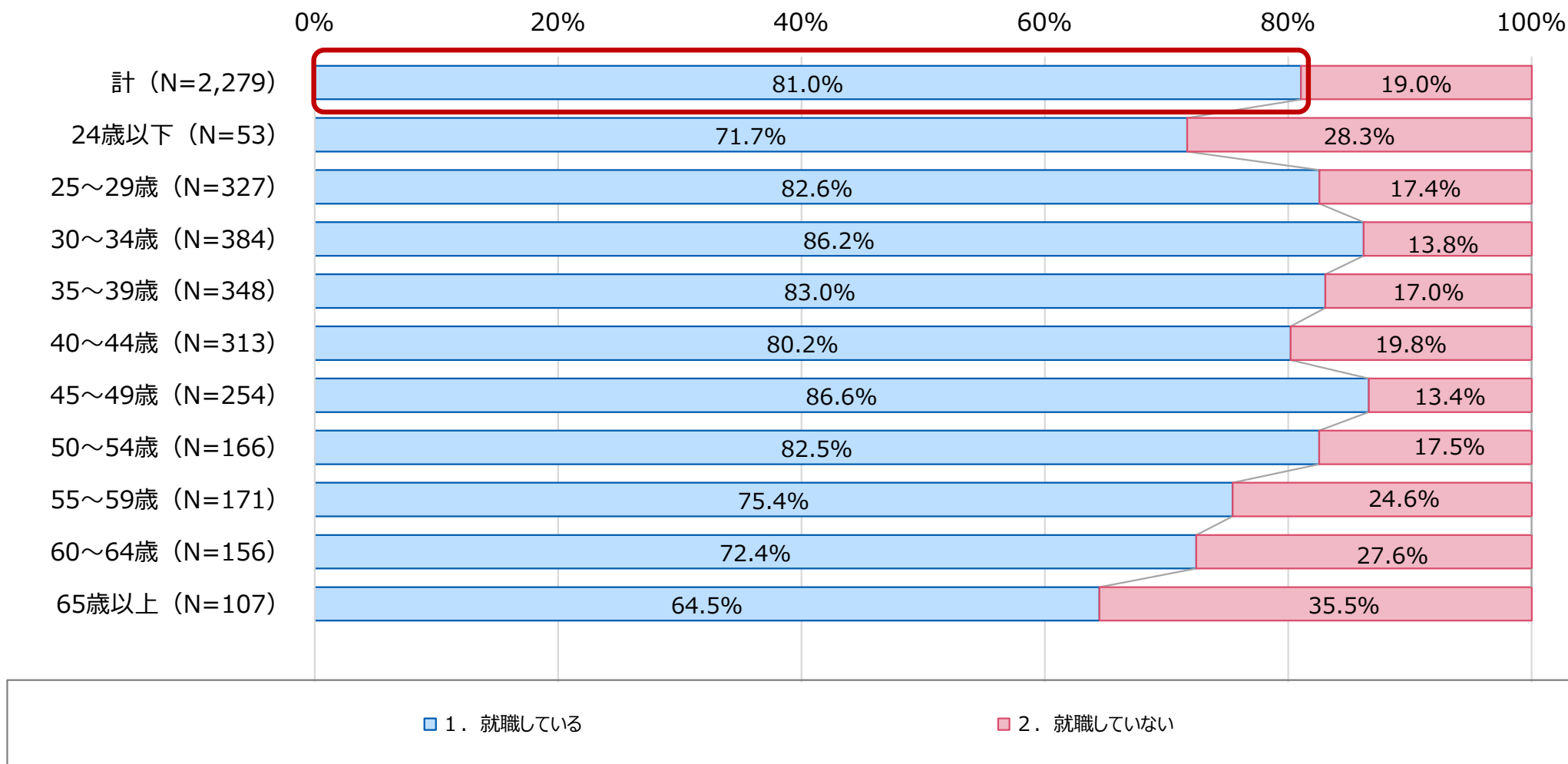
※ 令和8年4月28日～6月1日に、令和3年4月1日から令和7年3月31日時点までの専門実践教育訓練給付受給者138,959名に対し、WEB回答フォームによるアンケート調査を実施（厚生労働省委託）。11,262名が回答（回収率8.1%）。

（注）賃金には資格手当等も含む。

【離職者】専門実践教育訓練給付金受給者の就職率（受給者アンケート）

- 専門実践教育訓練受講者の就職率は約 8 割となっているが、年齢が上がるほど未就職の者が多くなっている。

就職率・就職の時期（受講開始時に就業していなかった者）



※ 令和 8 年 4 月 28 日～ 6 月 1 日に、令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日時点までの専門実践教育訓練給付受給者 138,959 名に対し、WEB 回答フォームによるアンケート調査を実施（厚生労働省委託）。11,262 名が回答（回収率 8.1%）。

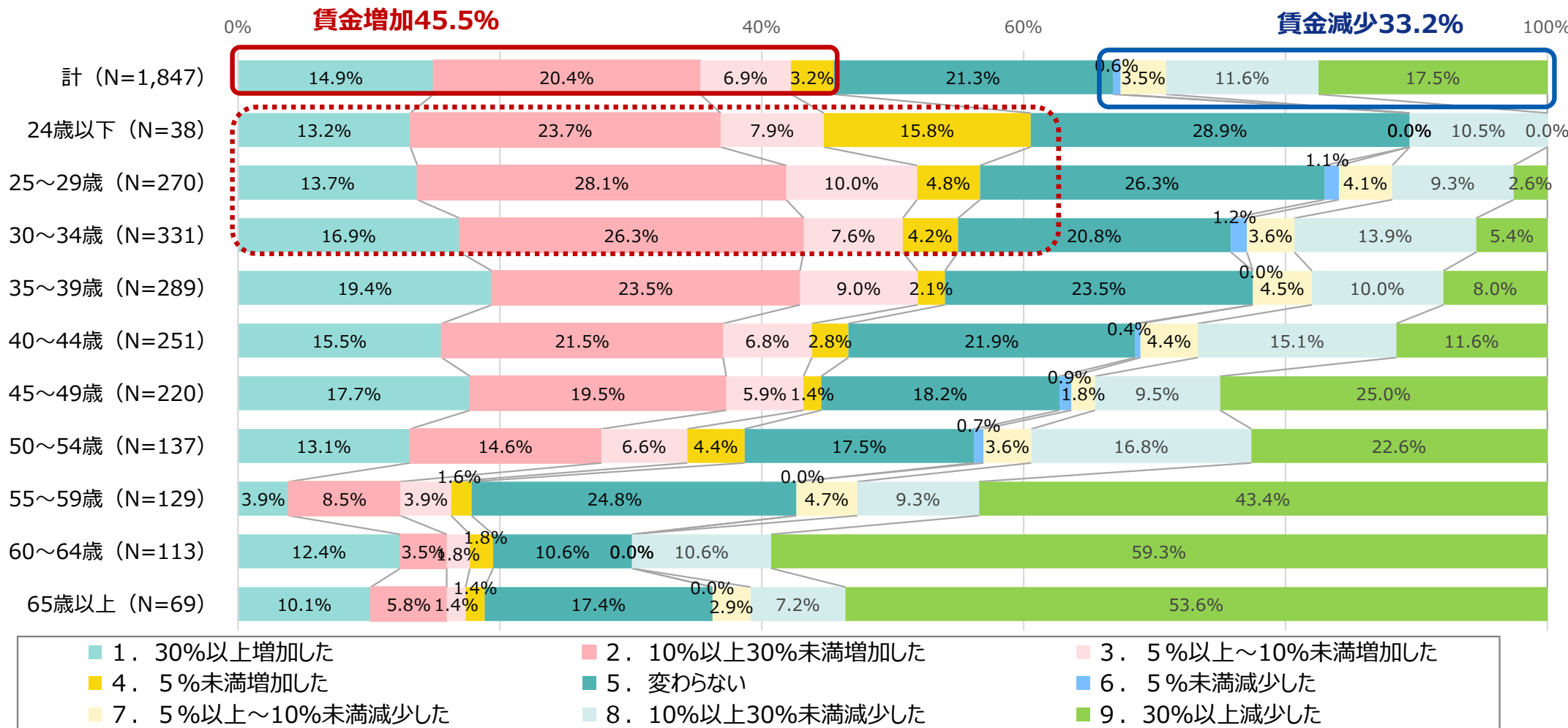
（注 1）受講開始時に就業していなかった者及び受講後就職していない者には学生も含む。

（注 2）賃金には資格手当等も含む。

【離職者】専門実践教育訓練給付金受給者の訓練修了後の賃金の変化（受給者アンケート）

- 専門実践教育訓練受講者のうち受講開始時に就業しておらず、受講後に再就職した者の賃金の変化を見ると、約 5 割（45.5%）が再就職後の賃金が増加しており、35歳未満では約 6 割の者の賃金が増加している。
- （参考）労働市場全体の転職入職者の賃金変動状況別割合・・・賃金上昇40.8%、賃金減少31.0%（令和 7 年雇用動向調査）

専門実践教育訓練受講後の賃金の変化（受講開始時に就業していなかった者のうち再就職した者）



※ 令和 8 年 4 月 28 日～ 6 月 1 日に、令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日時点までの専門実践教育訓練給付受給者 138,959 名に対し、WEB 回答フォームによるアンケート調査を実施（厚生労働省委託）。11,262 名が回答（回収率 8.1%）。

（注 1）受講開始時に就業していなかった者には学生も含む。

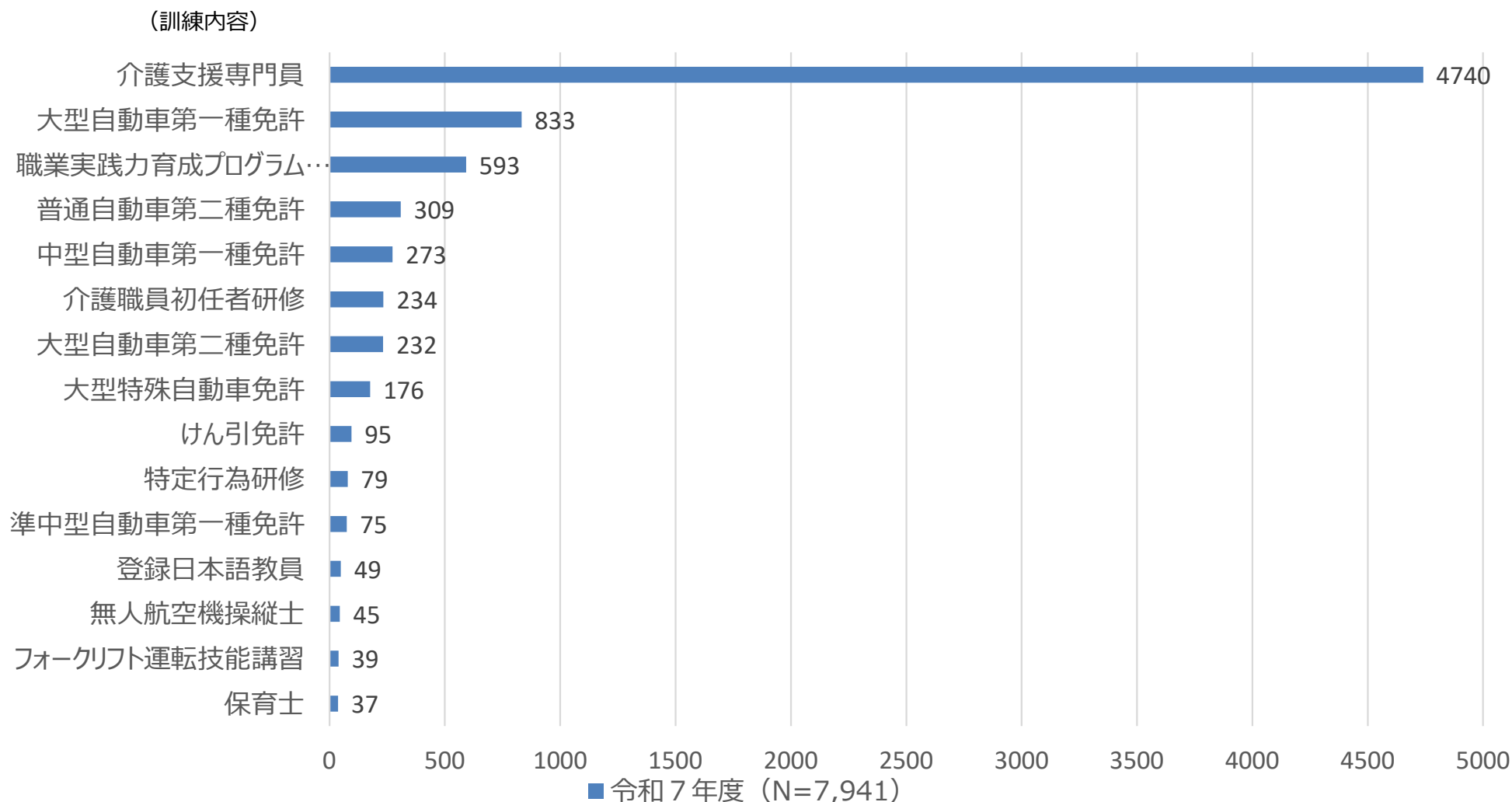
（注 2）賃金には資格手当等も含む。

特定一般教育訓練給付金受給者の主な受講内容

- 令和7年度の状況を見ると、介護支援専門員などの介護関係や大型自動車第一種免許などの運転免許関係の講座の受講者が多く、そのほか、職業実践力育成プログラム、保育士等が多い。

主な訓練内容別受給者数

(人)

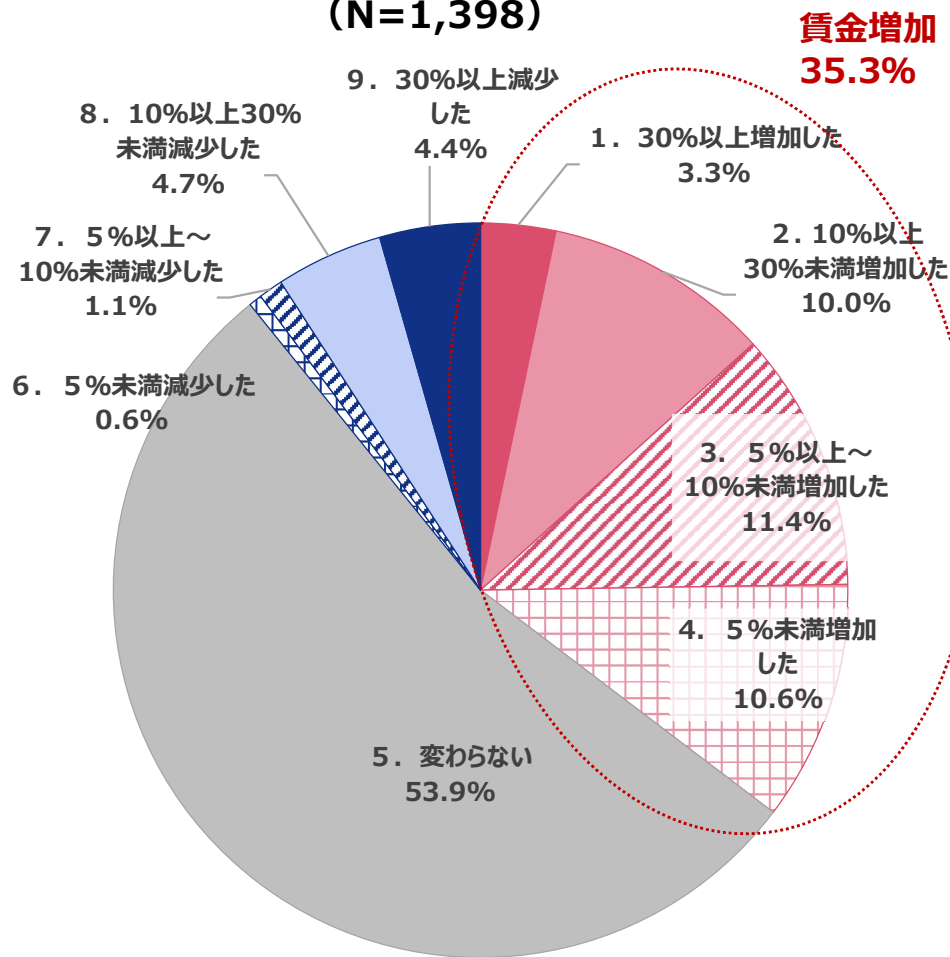


※ 特定一般教育訓練給付金受給者のうち受給者の多い順から15コースを抽出してまとめている。それ以外のコースの受給者数は132人。

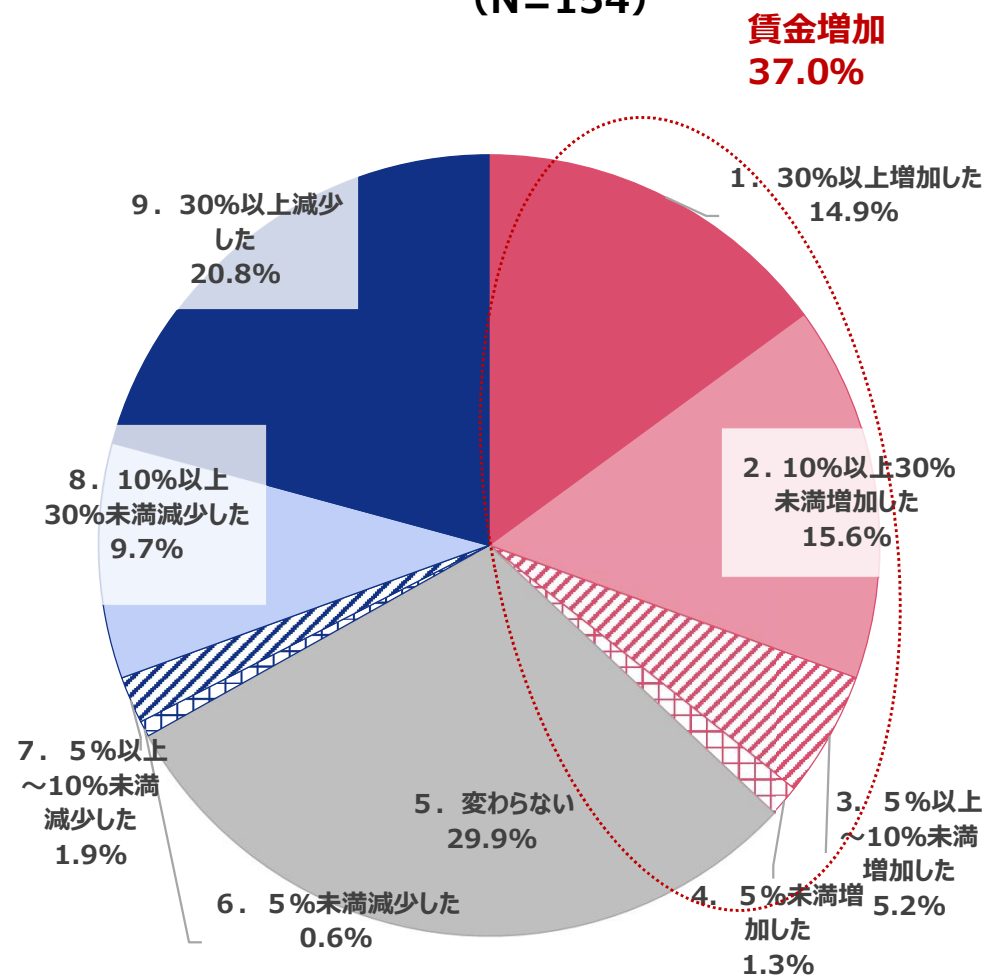
特定一般教育訓練給付金受給者の講座受講の効果（受給者アンケート）

- 特定一般教育訓練受講者の賃金の変化を尋ねたところ、受講開始時に就業していた者は訓練受講後35.3%が賃金が増加しており、また受講開始時に就業していなかった者は訓練受講後の再就職により37.0%が賃金が増加している。

訓練受講後の賃金の変化
（受講開始時に就業していた者）
（N=1,398）



訓練受講後の賃金の変化
（受講開始時に就業していなかった者のうち再就職した者）
（N=154）



※ 令和8年4月28日～6月1日に、令和3年4月1日から令和7年3月31日時点までの特定一般教育訓練給付受給者13,284名に対し、WEB回答フォームによるアンケート調査を実施（厚生労働省委託）。1,624名が回答（回収率12.2%）。

（注1）受講開始時に就業していなかった者には学生も含む。

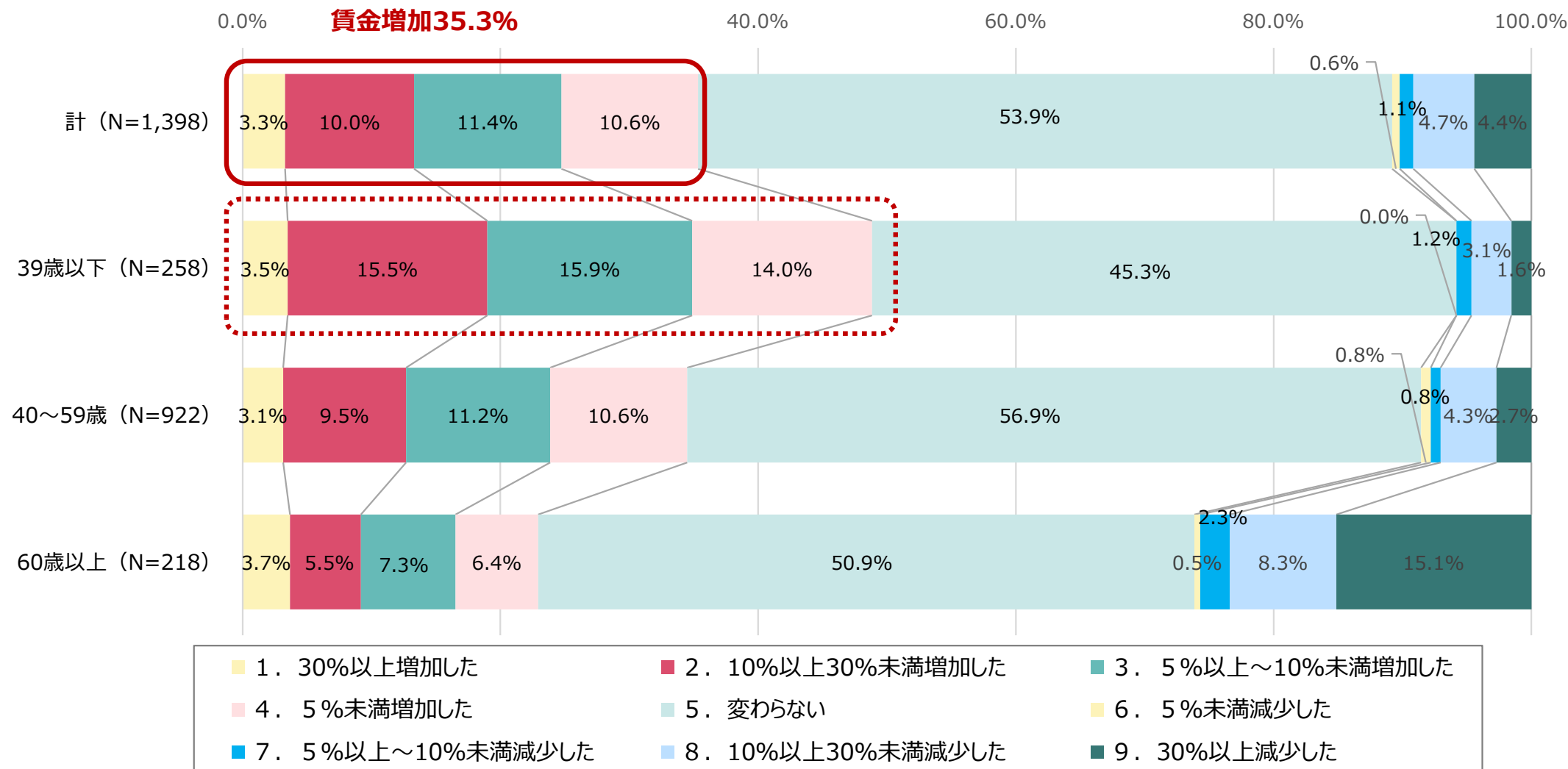
（注2）賃金には資格手当等も含む。

（注3）制度創設から間もないため、回答者数が少ないことに留意が必要。

【在職者】特定一般教育訓練給付金受給者の訓練修了後の賃金の変化（受給者アンケート）

- 特定一般教育訓練受講者のうち受講開始時に就業していた者の約4割（35.3%）が受講後に賃金が増加しており、40歳未満では約5割が賃金が増加している。

特定一般教育訓練受講後の賃金の変化（受講時に就業していた者）



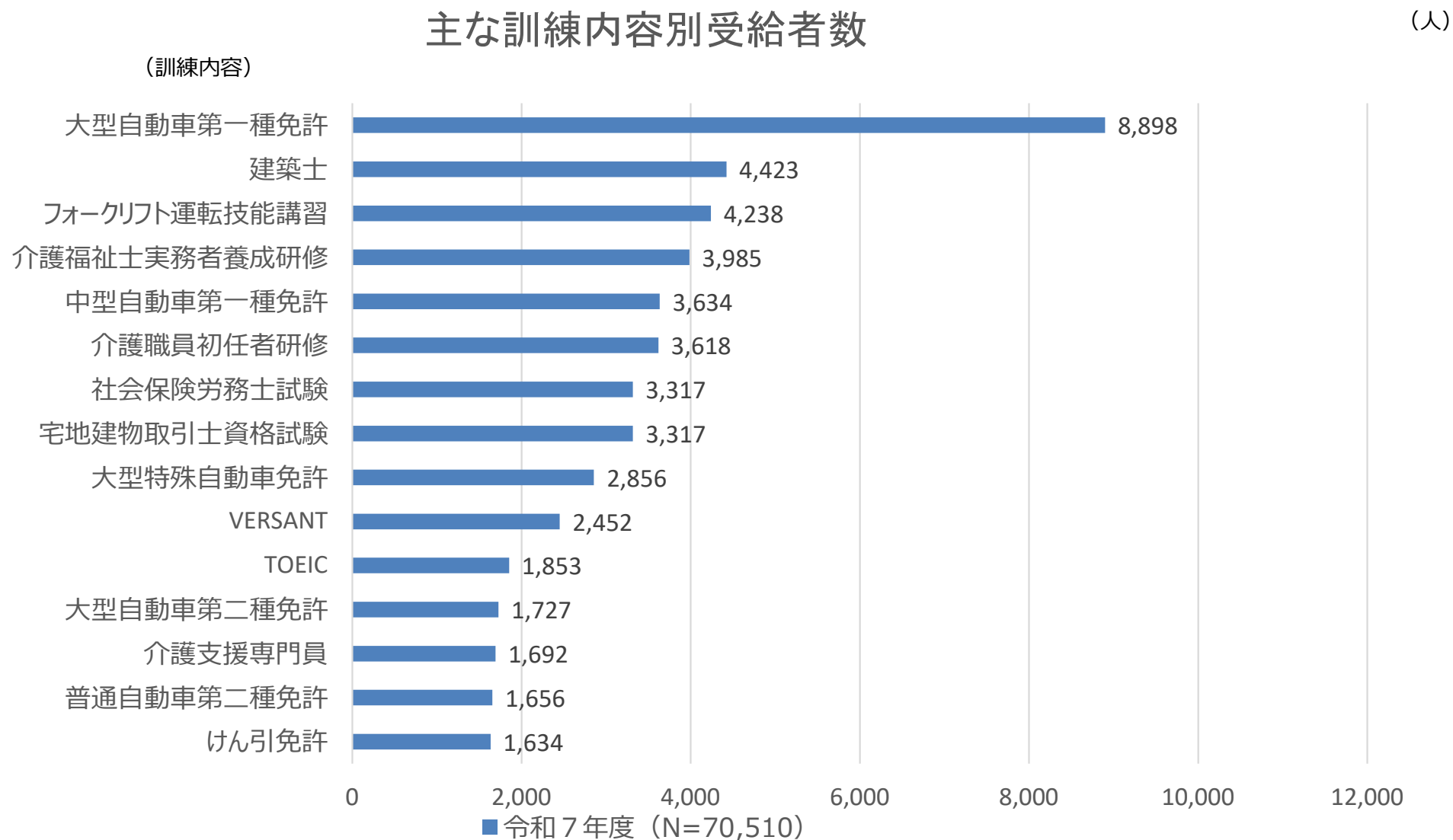
※ 令和8年4月28日～6月1日に、令和3年4月1日から令和7年3月31日時点までの特定一般教育訓練給付受給者13,284名に対し、WEB回答フォームによるアンケート調査を実施（厚生労働省委託）。1,624名が回答（回収率12.2%）。

（注1）賃金には資格手当等も含む。

（注2）制度創設から間もないため、回答者数が少ないことに留意が必要。

一般教育訓練給付金受給者の主な受講内容

- 令和7年度の状況を見ると、大型自動車第一種免許の講座の受講者が特に多く、建築士、フォークリフト運転技能講習、介護福祉士実務者養成研修、中型自動車第一種免許等と続いている。

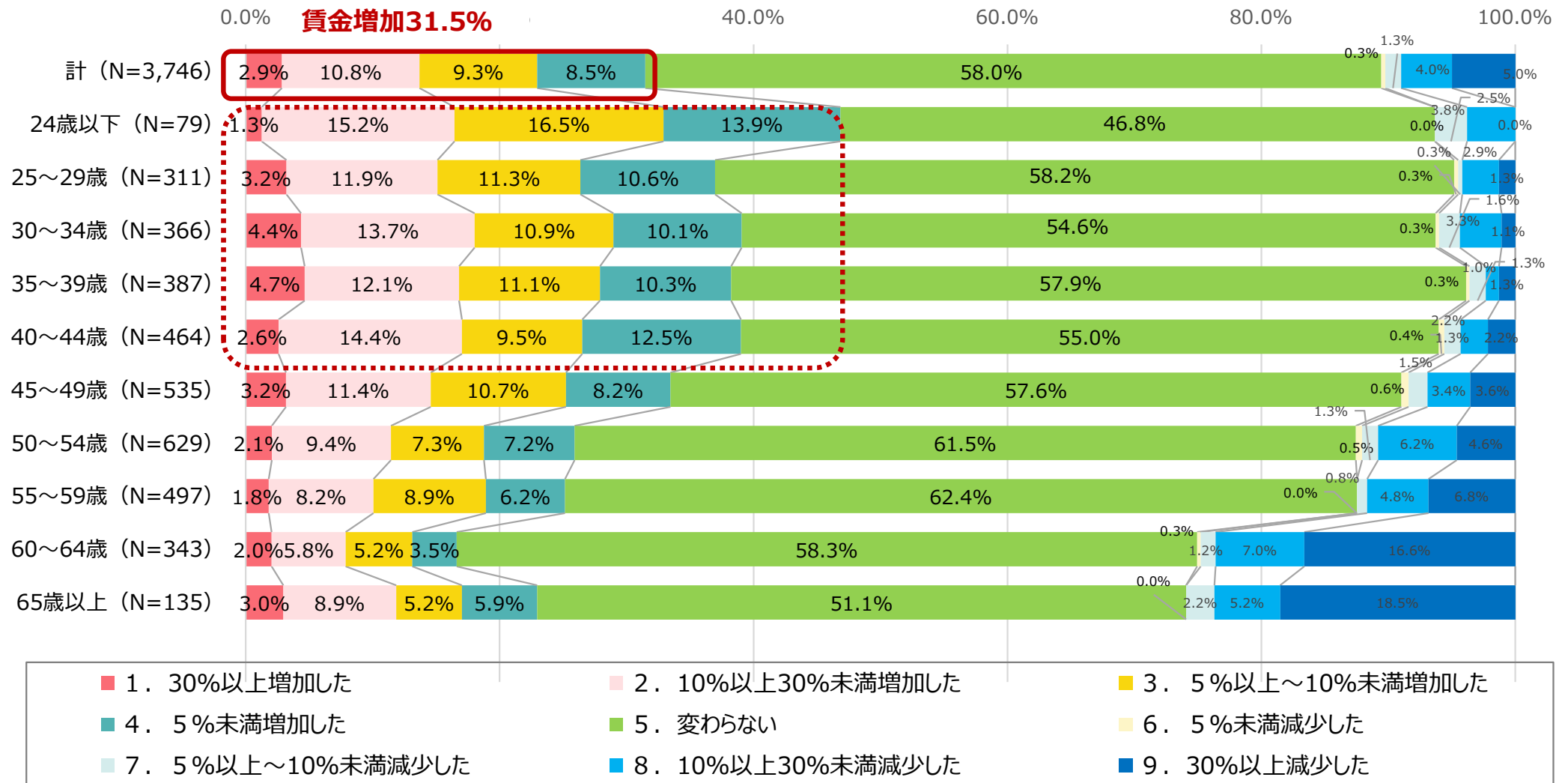


※ 一般教育訓練給付金受給者のうち受給者の多い順から15コースを抽出してまとめている。それ以外のコースの受給者数は21,199人。

【在職者】一般教育訓練給付金受給者の訓練修了後の賃金の変化（受給者アンケート）

- 一般教育訓練受講者のうち受講開始時に就業していた者の約3割（31.5%）が受講後に賃金が増加しており、45歳未満では約4割の賃金が増加している。

一般教育訓練受講後の賃金の変化（受講時に就業していた者）



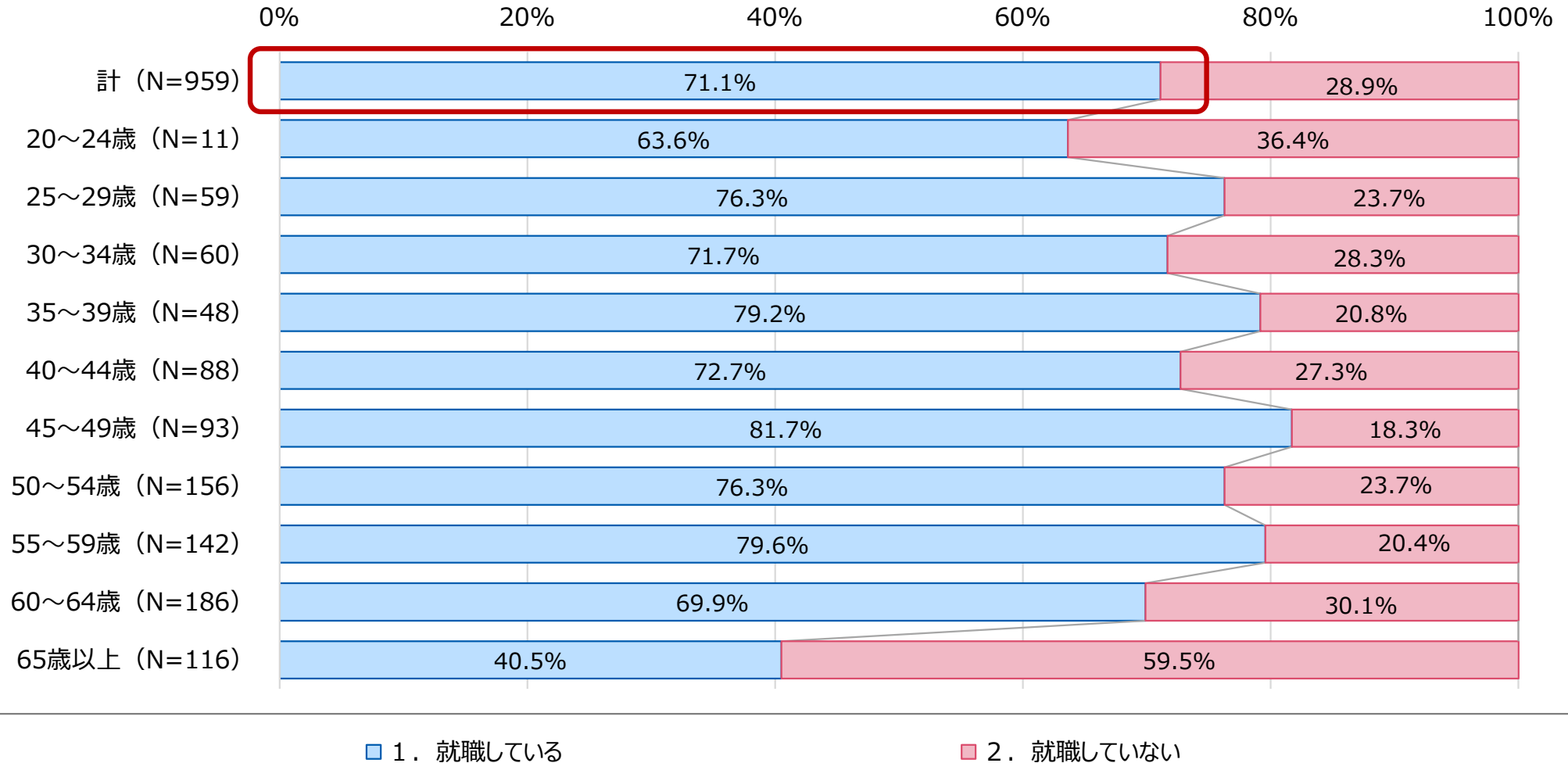
※ 令和8年4月28日～6月1日に、令和6年4月1日から令和7年3月31日時点までの一般教育訓練給付受給者63,370名に対し、WEB回答フォームによるアンケート調査を実施（厚生労働省委託）。4,817名が回答（回収率7.6%）。

（注）賃金には資格手当等も含む。

【離職者】一般教育訓練給付金受給者の就職率（受給者アンケート）

○ 一般教育訓練受講者の就職率は約 7 割となっている。

就職率・就職の時期（受講開始時に就業していなかった者）



※ 令和 8 年 4 月 28 日～ 6 月 1 日に、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日時点までの一般教育訓練給付受給者 63,370 名に対し、WEB 回答フォームによるアンケート調査を実施（厚生労働省委託）。4,817 名が回答（回収率 7.6%）。

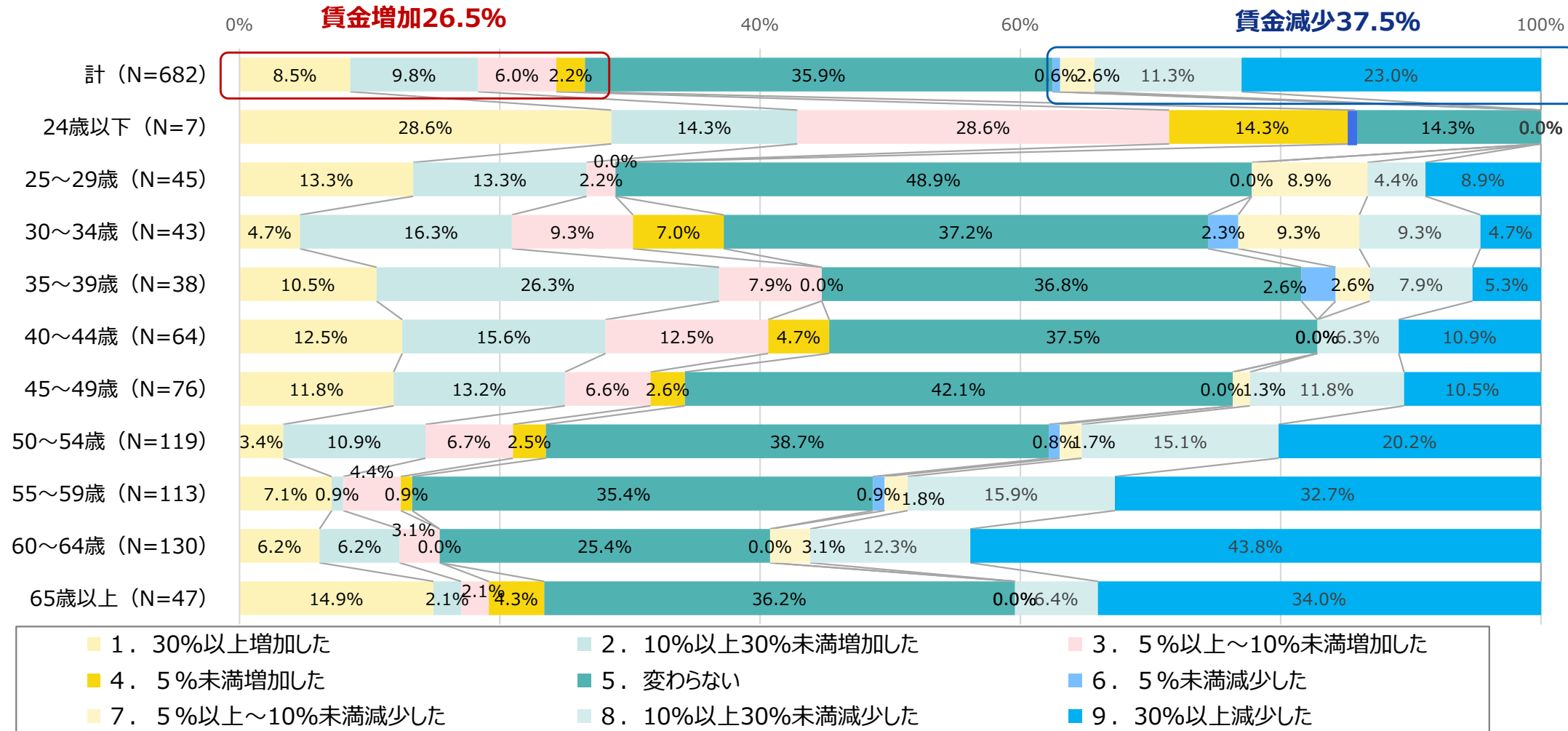
（注 1）受講開始時に就業していなかった者及び受講開始後就職していない者には学生も含む。

（注 2）賃金には資格手当等も含む。

【離職者】一般教育訓練給付金受給者の訓練修了後の賃金の変化（受給者アンケート）

- 一般教育訓練受講者のうち受講開始時に就業しておらず受講後に再就職した者の賃金の変化を見ると、約 3 割（26.5%）が前職と比較して再就職後の賃金が増加している。

一般教育訓練受講後の賃金の変化（受講開始時に就業していなかった者のうち再就職した者）



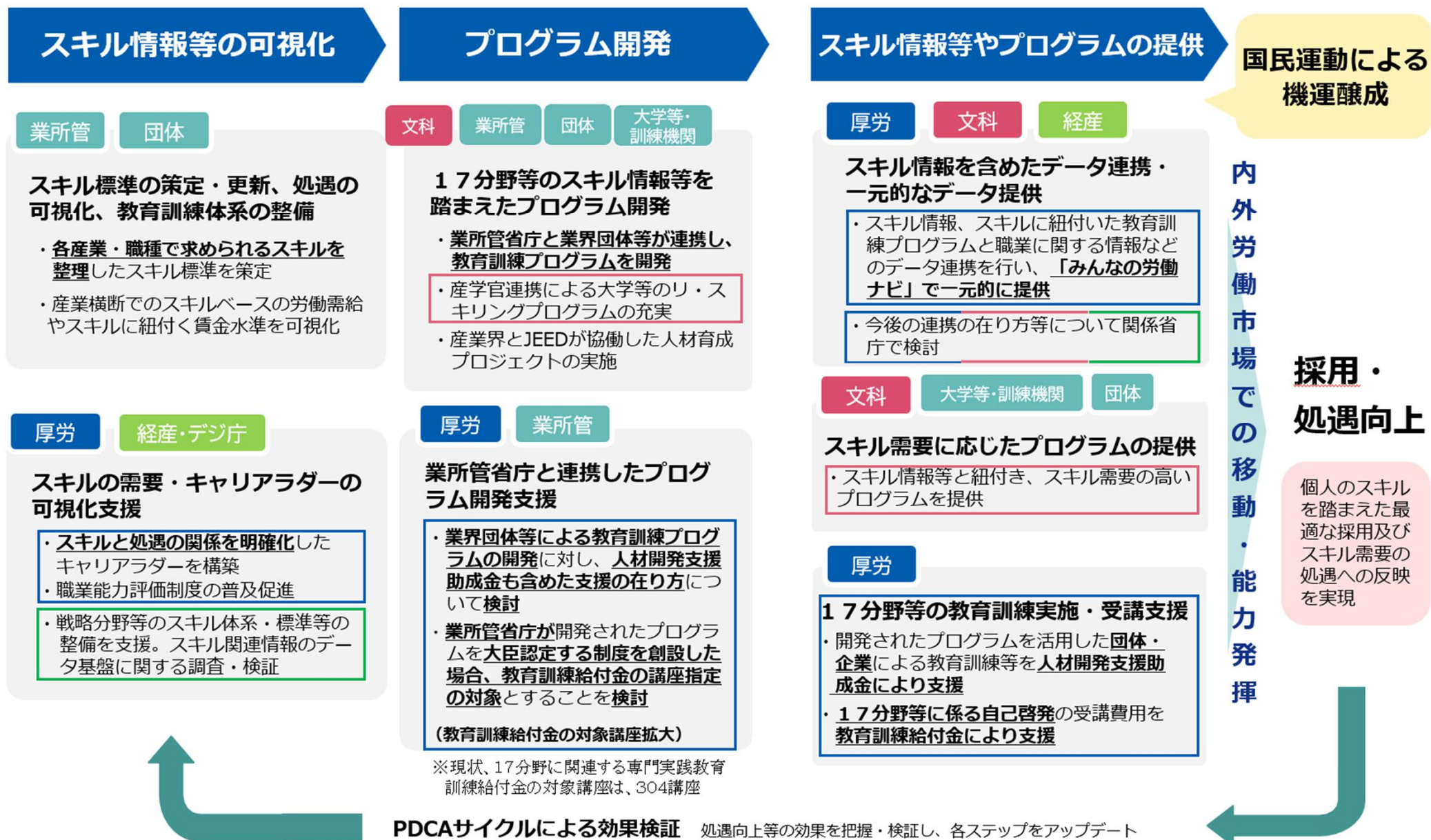
※ 令和8年4月28日～ 6月1日に、令和6年4月1日から令和7年3月31日時点までの一般教育訓練給付受給者63,370名に対し、WEB回答フォームによるアンケート調査を実施（厚生労働省委託）。4,817名が回答（回収率7.6%）。

（注1）受講開始時に就業していなかった者には学生も含む。

（注2）賃金には資格手当等も含む。

17の戦略分野等におけるリ・スキリング・人材確保に向けた取組

強い経済の実現に向けて、17の戦略分野及びそれを支えるエッセンシャルワーカーを始めとした分野における人材を育成・確保するため、各分野の業所管省庁による主体的な取組と、厚生労働省、経済産業省、文部科学省による支援策とを有機的に連携させることで、スキル標準の可視化から、プログラム開発・提供までスピード感をもって一貫通貫で支援する取組を進める。



教育訓練給付金の講座指定の対象となる主な資格・試験など

	専門実践教育訓練給付金 最大で受講費用の 80% 〔年間上限64万円〕を受講者に支給		特定一般教育訓練給付金 最大で受講費用の 50% 〔上限25万円〕を受講者に支給		一般教育訓練給付金 受講費用の 20% 〔上限10万円〕を受講者に支給
--	--	---	--	---	---

大学・専門学校等の講座関係 <u>職業実践専門課程</u> (商業実務、工業、情報、デザイン、土木・建築、経理・簿記、電気・電子、医療福祉等) 【講座例】 ・AIシステム科 ・公認会計士税理士科 ・電気・通信施工学科 等 <u>職業実践力育成プログラム</u> (社会科学、工学・工業等) 【講座例】 ・慶應義塾大学大学院EMBA ・早稲田大学スマートエスイーIoT/AIコース ・立教大学大学院人工知能科学研究科 等 <u>キャリア形成促進プログラム</u> (医療、商業実務等) <u>短時間の職業実践力育成プログラム</u> (人文科学・人文) <u>短時間のキャリア形成促進プログラム</u> (文化教養関係) 【文科大臣が認定】	情報関係 <u>第四次産業革命スキル習得講座</u> (クラウド、IoT、AI、データサイエンス、ネットワーク、セキュリティなど) 【経産大臣が認定】 ITSSレベル3以上の資格取得を目指す講座 (シスコ技術者認定資格等) ITSSレベル2の資格取得を目指す講座 (基本情報技術者試験等) ITパスポート Webクリエイター能力認定試験 Illustratorクリエイター能力認定試験 CAD利用技術者試験	輸送・機械運転関係 大型自動車第一種・第二種免許 中型自動車第一種・第二種免許 技術関係 測量士補 電気工事士 航空運航整備士 自動車整備士 海技士 電気主任技術者試験 建築士 技術士 土木施工管理技術検定 建築施工管理技術検定 管工事施工管理技術検定 電気通信工事担任者試験	営業・販売関係 調理師 宅地建物取引士資格試験 国内旅行業務取扱管理者試験 専門的サービス関係 キャリアコンサルタント 社会保険労務士試験 ファイナンシャル・プランニング技能検定試験 中小企業診断士試験 事務関係 登録日本語教員 Microsoft Office Specialist 365 VBAエキスパート 簿記検定試験(日商簿記)	医療・社会福祉・保健衛生関係 介護福祉士(介護福祉士実務者研修を含む) 社会福祉士 保育士 看護師、准看護師、助産師 主任介護支援専門員研修 介護支援専門員実務研修 介護職員初任者研修 医療事務技能審査試験 医療事務認定実務者(R)試験 製造関係 製菓衛生師 パン製造技能検定試験
--	--	--	--	--

教育訓練支援給付金（暫定措置）について

雇用保険法における各種暫定措置（令和8年度末まで）の概要

○ 雇止め離職者の特例

有期労働契約の更新を希望したが更新されなかった離職者について、一般の離職者の失業給付の給付日数（90日～150日）ではなく、倒産・解雇等による離職の場合の給付日数（90日～330日）を適用する暫定措置。

○ 地域延長給付

倒産、解雇や雇止めによる離職者のうち、雇用情勢が悪い地域に居住し、かつ、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた受給資格者に対して、失業給付の給付日数を60日間延長する暫定措置。

○ 教育訓練支援給付金

厚生労働大臣の指定を受けた中長期のキャリア形成に資する教育訓練（専門実践教育訓練）を受講し、修了する見込みのある者で一定の要件（※1）を満たす者に対して、訓練期間中（最大4年間）の受講支援として、失業給付の一部相当額（※2）を支給する暫定措置。

※1 受講日において45歳未満、失業の認定を受けている、受講開始日前に教育訓練給付金を受けたことがない、離職後1年以内に受講開始等

※2 基本手当の日額の60%に相当する額

○ 介護休業給付の国庫負担

雇用保険制度においては、国庫もその費用の一部を負担しており、介護休業給付については、雇用保険法上1/8負担することとされているが、その負担割合を1/80とする暫定措置。

教育訓練支援給付金の概要

教育訓練支援給付金

- 専門実践教育訓練（通信制・夜間制を除く。）を受講し、修了する見込みのある者で一定の要件を満たす者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の60%を訓練受講中に2か月ごとに支給。

（主な要件）

- ・ 一般被保険者でなくなった日から1年（一定の場合は最大4年）以内に受講開始日がある者であること。
- ・ 受講開始日において45歳未満であること。
- ・ 失業の認定を受けていること。
- ・ 基本手当が支給されていないこと。
- ・ 受講開始日前に教育訓練給付金を受けたことがないこと。
- ・ 受講開始日が令和9年3月31日以前であること（令和8年度末までの暫定措置として実施。）。

（参考）専門実践教育訓練給付金

在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により延長した場合は最大20年以内）の者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練（専門実践教育訓練）を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給。

<給付の内容>

- 受講費用の50%（上限年間40万円）を6か月ごとに支給
- 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%（上限年間16万円）を追加支給
- 訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合、受講費用の10%（上限年間8万円）を追加支給

※ 10年間での支給限度額（原則192万円）が設定されている。

<支給要件>

- 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は2年以上）を有する者

教育訓練支援給付金の趣旨及び改正経緯

【制度創設時（平成26年10月～）】

- 非正規雇用労働者を中心としたキャリアアップ等を支援する観点から、中長期的なキャリア形成に資する教育訓練（専門実践教育訓練給付）の創設に合わせて、45歳未満の若年離職者は長期の教育訓練の期間中の支援が必要であることを考慮し、当面の措置として、基本手当の50%相当額を教育訓練期間中に支給することとした。

※ 45歳未満の離職者を対象としているのは、これまで十分な就職機会を得られておらず、かつ、訓練の成果を生かせる期間が長い者として、年長フリーター層を重点的に支援する趣旨。

※ 「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日）における集中的な取組期間を踏まえ、平成30年度末までの5年間の措置とされた。

【支給額の拡充（平成30年1月～）】

- 専門実践教育訓練給付の給付率の拡充（60%→70%）にあわせて、基本手当の50%相当額の支給を80%に拡充。
- 平成30年度末までの暫定措置を平成33年度末まで延長。

【暫定措置の延長（令和4年4月～）】

- 令和3年度末までの措置を、コロナ禍からの経済の回復途上にあることも踏まえ、3年間延長（令和6年度末まで延長。）。

【暫定措置の延長（令和7年4月～）】

- 令和6年度末までの措置を、給付水準を引き下げ（80%→60%）した上で、2年間延長（令和8年度末まで延長。）。

教育訓練支援給付金の支給状況

【教育訓練支援給付金・年度別】

(単位：人、千円)

	初回受給者数			受給者数			支給金額		
	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女
平成28年度	2,632 (65.8)	918	1,714	15,963 (234.9)	5,684	10,279	2,150,565 (254.1)	810,297	1,340,268
平成29年度	3,015 (14.6)	934	2,081	27,342 (71.3)	9,240	18,102	3,807,247 (77.0)	1,360,183	2,447,065
平成30年度	2,891 (△4.1)	841	2,050	32,869 (20.2)	10,195	22,674	5,325,763 (39.9)	1,743,682	3,582,082
令和元年度	3,524 (21.9)	1,009	2,515	35,378 (7.6)	10,184	25,194	7,188,787 (35.0)	2,206,789	4,981,998
令和2年度	3,530 (0.2)	1,051	2,479	37,113 (4.9)	10,473	26,640	8,546,630 (18.9)	2,567,904	5,978,726
令和3年度	3,661 (3.7)	1,059	2,602	40,688 (9.6)	11,284	29,404	9,451,970 (10.6)	2,801,465	6,650,505
令和4年度	3,363 (△8.1)	978	2,385	41,121 (1.1)	11,479	29,642	9,637,742 (2.0)	2,854,871	6,782,870
令和5年度	3,832 (13.9)	1,134	2,698	41,222 (0.2)	11,418	29,804	9,727,740 (0.9)	2,849,441	6,878,299
令和6年度	3,739 (△2.4)	1,037	2,702	43,625 (5.8)	11,877	31,748	10,556,774 (8.5)	3,054,353	7,502,421
令和7年度	2,780 (△25.6)	764	2,016	44,045 (1.0)	11,829	32,216	10,333,177 (△2.1)	2,947,916	7,385,261

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)受給者数は延べ人数であり、支給金額は業務統計値である。

(注3)教育訓練支援給付金は平成27年4月以降支給開始。

(注4)平成30年1月から支給率を50%→80%に上げている。また、令和7年4月から支給率を80%→60%に下げている。

(注5)令和7年度の数値は、速報値であり変動があり得る。

基本手当、教育訓練支援給付金等の1人当たりの支給金額・期間の比較（令和6年度）

【平均受給額（円）】

年齢	基本手当 (基本分)	教育訓練給付			
		教育訓練給付金 (一般・特定一般)	教育訓練給付金 (専門実践)	教育訓練支援給付金	R7.4.1～の見直しを機 械的に織り込んだ場合※
29歳以下	44万2,518円	5万3,606円	51万138円	276万3,081円	207万2,311円
30～44歳	53万6,053円	4万4,934円	44万8,949円	288万9,689円	216万7,267円
45～59歳	66万9,389円	3万5,433円	27万5,501円	—	—
60歳以上	64万9,486円	2万9,312円	20万6,933円	—	—
計	58万6,218円	4万2,038円	39万3,029円	282万3,422円	211万7,567円

【平均給付期間（月）】

年齢	基本手当 (基本分)	教育訓練給付		
		教育訓練給付金 (一般・特定一般)	教育訓練給付金 (専門実践)	教育訓練支援給付金
29歳以下	3.60月	—	14.81月	22.98月
30～44歳	4.14月	—	13.51月	23.73月
45～59歳	4.85月	—	10.38月	—
60歳以上	5.06月	—	8.80月	—
計	4.46月	—	12.53月	23.33月

(注1) 教育訓練支援給付金は、令和7年4月1日から給付水準を引き下げ（基本手当日額の80%→60%）。令和7年度は、教育訓練支援給付金の支給率が60%の者と80%の者が存在することから、令和6年度の実績を以下のとおり算出した上で、令和6年度実績に0.75を乗じることで、当該引き下げ後の額を機械的に算出。

(注2) 平均受給額については、令和6年度の業務統計値を用いて、支給総額（年度計）÷初回受給者数（年度計）として算出。

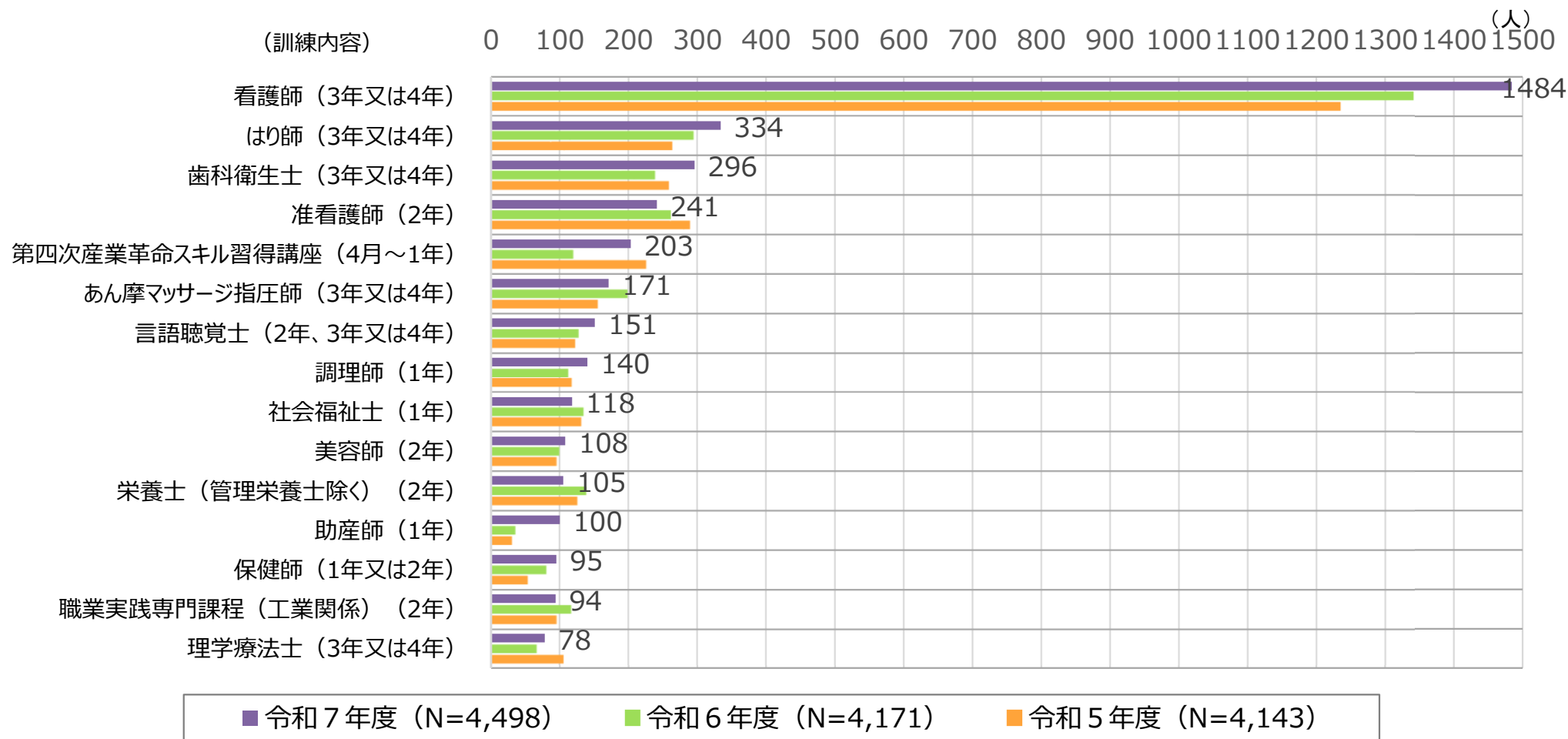
(注3) 平均給付期間については、令和6年度の業務統計値を用いて以下のとおり算出。

- ・基本手当（基本分）：受給者実人員（年度計）÷初回受給者数、
- ・専門実践教育訓練：受給者数（年度計）×6か月（6か月おきに支給のため）÷初回受給者数、
- ・教育訓練支援給付金：受給者実人員（年度計）×2か月（2か月おきに支給のため）÷初回受給者数

教育訓練支援給付金受給者の主な受講内容

- 直近3か年度の教育訓練支援給付金受講者の受講内容を見ると、各年度とも、看護師・准看護師が全体の約40%を占めているなど、2年以上の長期の訓練の受講者が多い。

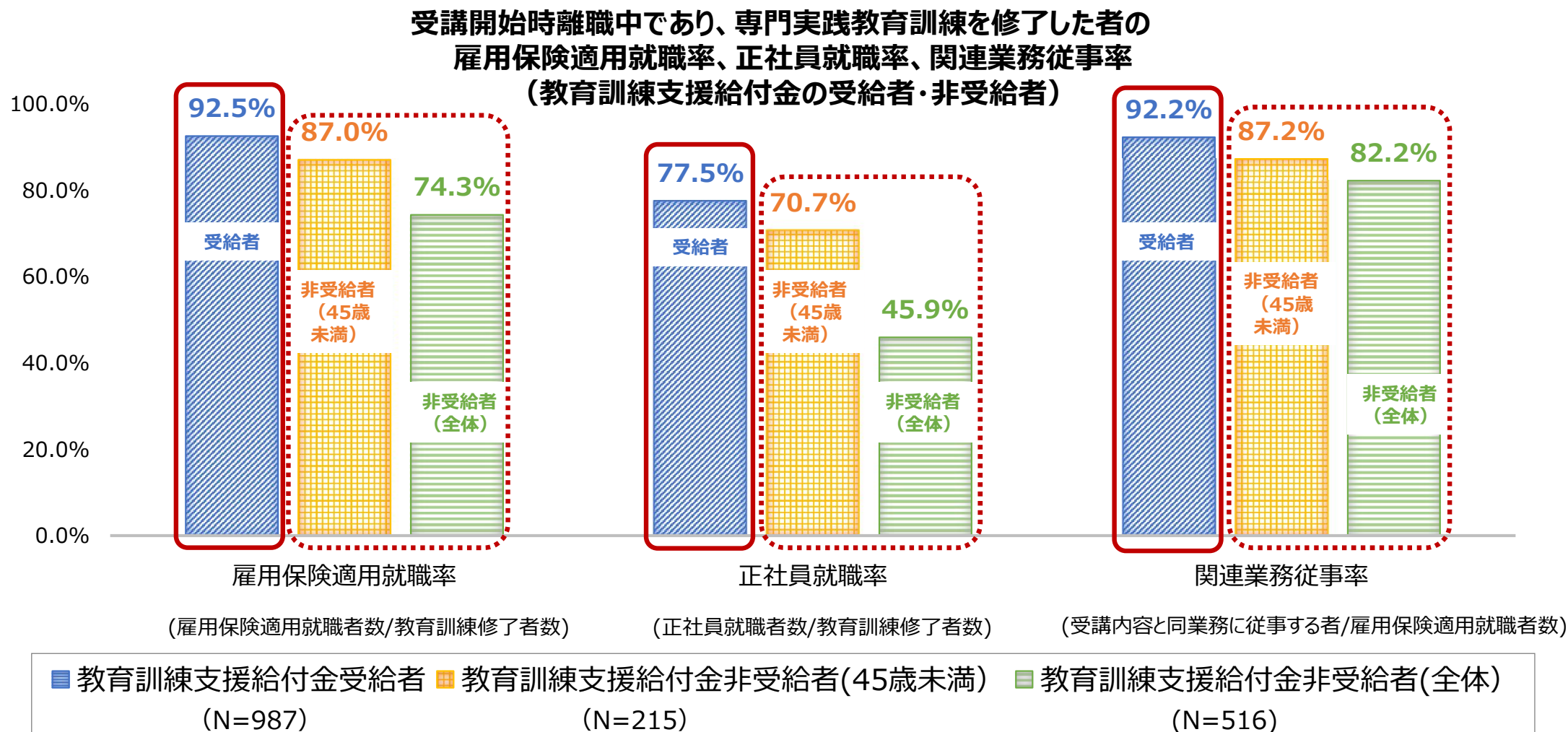
主な訓練内容別受給者数



- ※ 専門実践教育訓練給付受給者のうち教育訓練支援給付金受給者の多い順から15コース（全体の約8割）について抽出している。それ以外のコースの受給者数は、令和5年度は781人、令和6年度は761人、令和7年度は780人。
- ※ このデータは特別集計したものであり、各年度の総数は他の業務統計と一致しない。
- ※ 職業実践専門課程（工業関係）の主な訓練内容は、ゲームプログラム・CGアニメーション・Webプログラムなど。
- ※ 訓練内容の（）カッコ書きは、訓練期間。
- ※ 「それ以外」は、柔道整復師、保育士、専門職学位（法科大学院・司法試験合格）、作業療法士、職業実践専門課程（商業実務）、精神保健福祉士など。

教育訓練支援給付金受給者の雇用保険適用就職率、正社員就職率、関連業務従事率（受給者アンケート）

- 受講開始時離職中であり、専門実践教育訓練を修了した者について、雇用保険適用就職率、正社員就職率、関連業務従事率を見ると、教育訓練支援給付金の受給者の方が非受給者に比べていずれも率が高くなっている。
- 教育訓練支援給付金の対象である45歳未満の者に限定してみた場合でも、教育訓練支援給付金受給者の方が就職率等が高くなっている。



(注) 受講開始時に離職中であり、専門実践教育訓練を修了した計1,523名のうち、教育訓練支援給付金受給者と教育訓練支援給付金非受給者について、それぞれ令和7年11月時点の雇用保険適用就職率、正社員就職率、関連業務従事率を集計。Nは教育訓練修了者数。

※ 令和7年11月7日～11月28日に、令和2年10月1日から令和6年9月30日時点までの専門実践教育訓練給付受給者166,182名に対し、WEB回答フォームによるアンケート調査を実施（厚生労働省委託）。10,732名が回答（回収率6.5%）。

教育訓練休暇給付金等について

(制度概要、利活用促進等)

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

制度創設の経緯（教育訓練休暇給付金、リ・スキリング等教育訓練支援融資事業）

課題・背景

- 雇用保険制度における従来の教育訓練においては、中長期の教育訓練に専念するために休暇を取得して仕事から離れる場合に、その訓練期間中の生活費を支援するための個人向けの仕組みが存在していなかった（※1）。
※1 事業主に対しては、長期教育訓練休暇制度（有給）を導入し、自発的に教育訓練を受講しようとする労働者について実際に休暇制度を適用した場合に、人材開発支援助成金による助成を実施している。
- また、雇用保険被保険者や受給資格者ではない者に関しても、生活費等への不安なく、教育訓練に専念できるようにする必要性は同様であるが、求職者支援制度における給付や融資は、収入が一定以下である等の要件（※2）を満たす者に限定されていた。
※2 本人収入が月8万円以下、世帯収入が月30万円以下である等



令和7年10月より、就労形態にかかわらず主体的な能力開発を支援するため、新たに以下の制度を施行。

- 教育訓練休暇給付金**

→**雇用保険被保険者**（業務命令によらず、就業規則等に基づき教育訓練を受けるための無給の休暇を取得している等の要件を満たす在職者）を対象

※ 離職者のうち雇用保険の受給資格者については、基本手当（失業等給付）を支給

- リ・スキリング等教育訓練支援融資事業**

→**雇用保険被保険者ではない等の要件を満たす者**（雇用保険非適用の雇用労働者や離職者、雇用保険の受給が終了した離職者、雇用されることを目指すフリーランス等）を対象 ※収入要件なし

教育訓練休暇給付金の概要

- 労働者の主体的な能力開発をより一層支援する観点から、雇用保険被保険者が自発的に教育訓練を受けるために無給の休暇を取得した場合に、基本手当に相当する給付として、賃金の一定割合を支給するもの。

【令和7年10月1日施行】

対象者・支給要件	- 雇用保険の一般被保険者 - 休暇開始前2年間^{※1}にみなし被保険者期間(賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月)が12か月以上あること - 休暇開始前に算定基礎期間(被保険者として雇用された期間)が5年以上あること
給付内容	- 教育訓練休暇を開始した日から1年^{※2}の期間内の教育訓練休暇を取得している日に、離職した場合に支給される基本手当の額と同じ額^{※3}を支給 - 給付日数は、算定基礎期間に応じて90日、120日又は150日
支給対象	労働協約、就業規則等により設けられた制度に基づき、自発的に^{※4}教育訓練休暇(当該休暇の期間が30日以上であり、かつ、対象教育訓練を受けるものとして、事業主の承認を得たもの)を取得した場合に、その期間内の自己の労働等によって収入を得ていない日について支給
対象教育訓練	- 大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校が行う教育訓練 - 教育訓練給付金の支給対象として厚生労働大臣の指定を受けた講座を実施する施設が行う教育訓練 - その他職業に関する教育訓練として職業安定局長が定めるもの
その他	教育訓練休暇給付金の支給を受けた場合、休暇開始日前の被保険者期間は、基本手当の受給資格決定に用いる期間から除く。ただし、特定教育訓練休暇給付金受給資格者^{※5}については、基本手当の受給資格決定に用いる期間から休暇開始前の被保険者期間を除かない。

※1 疾病、負傷、事業所の休業、出産等により引き続き30日以上賃金の支払いが受けられなかった場合は、最大4年間

※2 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により30日以上教育訓練を受けられない場合は最大4年間

※3 休暇前の賃金・年齢に応じて、2,562～9,110円/日(令和8年8月1日以降の額。毎年8月1日に改定)

※4 事業主の提出書類により、申請者が解雇等の予定がないことを確認。虚偽申告は罰則の対象。

※5 基本手当の特定受給資格者(暫定措置で特定受給資格者とみなされる特定理由離職者の一部を含む。)と同じ。

リ・スキリング等教育訓練支援融資（概要）

○個人のスキルアップ等を支援するため、教育訓練費用及び教育訓練受講中の生活費を融資するもの。【令和7年10月1日施行】

名称	リ・スキリング等教育訓練支援融資事業
事業の位置付	求職者支援制度に基づく事業として実施する。本事業の債務保証及び債務免除に要する費用負担を行う。 ※雇用保険保険料(労使折半)、国庫負担(27.5%(本則50%))
実施主体	労働金庫法に規定する労働金庫
融資対象者	- 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第2条に規定する特定求職者であって、過去に通算して3年以上就業したことがある者 - 融資申込時年齢が18歳以上かつ融資開始時の年齢が66歳未満で、最終返済時の年齢が76歳未満である者
融資内容	- 以下を対象に最大2年間分とする。ただし、年収200万円未満の者や離職者に対しては最大1年間分とする。 ✓ 教育訓練費用（教育関連資金（教科書・学用品等）を含む。）の貸付上限：年間120万円 ✓ 生活費の貸付上限：年間120万円（10万円×12ヶ月） - 貸付利率：年2.0%（信用保証料0.5%を含む） - 担保・保証人：不要 - 返済期間：教育訓練修了後から1年間（据置期間）経過後、10年間以内 - 返済方法：元利均等方式（据置期間中は利用残高に応じた利息支払いのみ）
融資対象教育訓練	- 次の教育訓練を対象とする。（1ヶ月未満の教育訓練は対象外） ✓ 学校教育法に基づく大学、大学院、短大、高専、専修学校又は各種学校が行う教育訓練 ✓ 教育訓練給付金の指定教育訓練実施者が行う教育訓練 ✓ 求職者支援訓練又は公共職業訓練等
インセンティブ措置	- 求職者支援訓練、公共職業訓練又は教育訓練給付金の指定講座を対象として、訓練修了後、雇用保険被保険者として1年以上の雇用継続に繋がり、訓練開始前の貸金と訓練修了後の貸金を比較して以下の要件に該当したときは、それに応じて残債務の一部を免除する。 ✓ 貸金が5%上昇したとき：残債務の30%（上限額は100万円） ✓ 貸金が10%上昇したとき：残債務の50%（上限額は150万円） - 貸付時点において、融資対象者本人の年収が500万円以上の場合は、インセンティブ措置の対象外とする。

教育訓練休暇給付金・リ・スキリング等教育訓練支援融資の状況

【教育訓練休暇給付金】

【年度別】 (単位：人、%、千円)

	受給者数		支給金額	
		前年度比		前年度比
令和7年度	118	—	23,901	—

- (注1)教育訓練休暇給付金は令和7年10月施行。
このため、前年度比については「—」としている。
(注2)年度別の数値は年度合計値である。
(注3)支給金額は業務統計値である。
(注4)数値は、速報値であり変動があり得る。

【月別】 (単位：人、%、千円)

	受給者数		支給金額	
		前年比		前年比
令和7年10月	2	—	380	—
11月	7	—	1,427	—
12月	15	—	3,023	—
令和8年1月	29	—	5,935	—
2月	28	—	5,394	—
3月	37	—	7,742	—
4月	30	—	6,769	—
5月	63	—	13,989	—
6月	102	—	22,297	—

(注)令和7年10月以降の数値は、速報値であり変動があり得る。

【リ・スキリング等教育訓練支援融資】

【年度別】 (単位：件)

	受付件数	
		前年度比
令和7年度	77	—

- (注1)リ・スキリング等教育訓練支援融資は令和7年10月施行。
このため、前年度比については「—」としている。
(注2)受付件数はハローワークで融資対象と認められた件数。
(注3)数値は、速報値であり変動があり得る。

【四半期別】 (単位：件)

	受付件数	
		前年比
令和7年10～12月	46	—
1月～3月	31	—

(注)令和7年10月以降の数値は、速報値であり変動があり得る。

教育訓練休暇給付金／リ・スキリング等教育訓練支援融資の広報実績

《教育訓練休暇給付金》

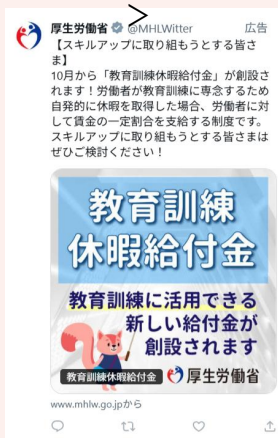
リーフレット、WEB広告、YouTube広告を活用した周知

- 委託事業者によりリーフレット、周知動画（周知を主目的とした短尺動画(労働者向け/事業主向け) 2種類の動画作成、HPに掲載
- YouTube広告やバナー広告等を実施

<周知リーフレット>

<WEB広告 (Facebook) >

<WEB広告 (X (旧Twitter)) >



107万回再生 (R8.8月末時点)

<YouTube広告>

94万回再生 (R8.8月末時点)



教育訓練休暇給付金について (労働者編)

教育訓練休暇給付金について (事業主編)

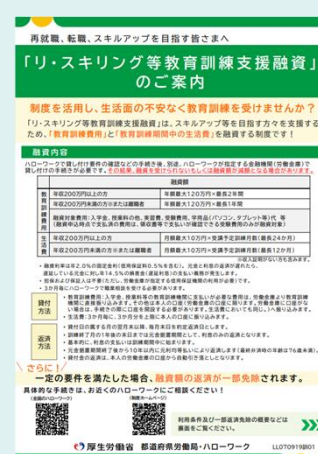
《リ・スキリング等教育訓練支援融資》

リーフレット、YouTube広告を活用した周知

- リーフレット、パンフレット、周知動画を作成、HPに掲載
- YouTube広告等を実施

<周知リーフレット>

<詳細パンフレット>



<YouTube広告>

137万回再生 (R8.8月末時点)



※このほか、政府広報や関係団体等を通じた周知を実施

教育訓練に利用できる休暇・休職制度の導入事例集

令和8年3月に教育訓練に活用できる休暇・休職制度を導入している企業の事例を取りまとめて厚労省ホームページに掲載。ハローワーク等において事業所訪問、事業所支援等の場面でも活用。

2025年度 教育訓練に活用できる休暇・休職制度 導入事例集

事例1 株式会社アトラエ

企業情報	
所在地	東京都港区麻布十番1丁目10番10号 ジュールA 8F
設立年	2003年10月24日
業種	IT、サービス業等
事業概要	People×Technology事業の企画・開発・運営 ・成功報酬型求人メディア「Green」 ・組織力向上プラットフォーム「Wevox」 ・ビジネス版マッチングアプリ「Yenta」 ・その他新規事業の企画・開発
従業員数	125名(2025年12月時点)



制度の名称・制度の概要など

名称: チャーリー(Challenge leave)(2023年1月導入)

対象者	正社員
利用実績	1名
制度の利用シーン	会社の成長に寄与する「メンバーの挑戦」を応援する制度。全社員が対象で、取得希望者が経営メンバーにプレゼンをして、必要性が認められれば取得可能です。旧制度も含めた過去の事例としては「博士課程時代の研究に関する論文執筆に専念」「こともと過ごす時間」「海外企業訪問」「語学留学」のためなどです。
制度利用中の給与	有給(最大6か月)

制度導入の背景・ねらい

アトラエは、ビジョン実現に向けた長期的な組織への投資を惜しまないカルチャーです。このカルチャーに基づき、社員一人ひとりの働きがいや生きがいを醸成し、さらなる挑戦意欲を後押しすることが企業価値向上においても重要であると考え、各制度を導入してきました。今回の制度についても、組織の競争力と生産性を高める源泉となり、ビジョン実現につながっていくと確信しています。

制度を導入した効果など

- ・ 生きがい、働きがいの向上
- ・ 個人・チーム・会社として新たな知見の獲得
- ・ 業務の属人化防止

制度利用者の声

制度を利用した理由・きっかけ

- ・ 海外視察
近いうちに日本以外のマーケットに挑戦していく予定であり、実際にどういった点が日本と異なるのかを肌で感じたかったため、制度を利用しました。

制度を利用して学んだ内容等

- ・ 語学(英語)学習
- ・ 海外スタートアップの視察
- ・ 現地の商習慣

制度の利用時期、利用期間

2023年6月～9月

制度を利用したことによるメリット・効果

実際に海外のビジネスを肌で感じることができました。旅行とは異なり、3か月程度でも同じ場所に住み続け、生活リズムをあわせていくと見える景色がいろいろとありました。こういった機会は、社会人だとなかなか作ることが難しく、とても有意義でした。

現在は事業責任者としてチームの全体統括を行っており、グローバルなコミュニケーションを求められることもありますが、こうした業務にも活かえていると思います。



職業訓練受講給付金について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

求職者支援制度について

制度概要

- 求職者支援制度は、雇用保険と生活保護の間をつなぐ「第2のセーフティネット」として、雇用保険受給資格者以外の者等について、ハローワークの就職支援を受けながら無料の職業訓練を受講することにより、再就職、転職、スキルアップを目指す制度である。
※「第2のセーフティネット」としては生活困窮者自立支援制度も存在

主な利用者

- 雇用保険受給終了者 ○ 無業者 ○ 母子家庭の母 ○ フリーランス ○ 短時間労働者（週所定労働時間20時間未満の者等）

※女性、若者の利用者が多い。

対象となる職業訓練

- 求職者支援訓練として認定された民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練 ※民間教育訓練機関へ委託して実施

※求職者支援訓練の種類

	①基礎コース	②実践コース
訓練内容	社会人としての基礎的な技能などを付与する訓練	職務遂行のための実践的な技能などを付与する訓練
訓練期間	2か月から4か月	2か月から6か月
訓練分野	ビジネスパソコン基礎科、オフィスワーク基礎科など	I T、営業・販売・事務、医療事務、介護福祉、デザイン等

職業訓練受講給付金

雇用保険を受給できない者に対し、訓練受講期間中の生活を支援するため、一定の収入要件等を満たした場合には、月10万円の「職業訓練受講給付金」（以下「給付金」）を給付する（その他、通所手当等を給付）。

- * 給付金の額（月10万円）は、平成23年の制度創設以来据え置き
- * 給付金の対象とならない者のうち、収入が一定額以下の者については、通所手当のみ給付可
- * 給付金を受給しても訓練期間中の生活費が不足する場合、給付金に上乗せして資金を融資
（貸付上限額：単身者月額5万円、扶養家族を有する者月額10万円（利率2%）、担保・保証人は不要）

職業訓練受講給付金について

職業訓練受講給付金の支給額

職業訓練受講手当	月10万円
通所手当	訓練施設へ通所する場合の定期乗車券などの額（月上限42,500円）
寄宿手当	月10,700円 ※ 同居の配偶者、子および父母と別居して寄宿する場合などに受給可

制度活用の要件

訓練受講の要件 A	○ ハローワークに求職の申し込みをしていること ○ <u>雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと</u> ○ 労働の意思と能力があること ○ 訓練受講が必要とハローワークが認めたこと
職業訓練受講給付金の支給要件 B	○ <u>本人収入が月8万円以下</u> ○ <u>世帯全体の収入が月30万円以下</u> ○ 世帯全体の金融資産が300万円以下 ○ 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない ○ <u>訓練の8割以上に出席している</u> ※ 病気などのやむを得ない事情による欠席の理由を証明できる場合に限る - 育児・介護中の者や求職者支援訓練（基礎コース）の受講者については、欠席の理由を証明できなくとも2割までの欠席を認める ○ 世帯に同時に職業訓練受講手当を受給している者がいない ○ 過去3年以内に偽りや不正で特定の給付金を受給していない

* 職業訓練受講手当の対象とならない者のうち、収入が一定額以下の者（※）については、通所手当のみ受給可
（※）本人収入12万円以下、かつ世帯収入34万円以下

主な対象者

給付金を受けて訓練を受講している者 【AとBに該当する者】

離職者	雇用保険の適用がなかった方 フリーランス・自営業を廃業した方 雇用保険の受給が終了した方など
在職者	一定額以下の収入のパートで働きながら、正社員への転職を目指す方など

給付金を受けずに訓練を受講している者（無料の職業訓練のみ受講） 【Aのみ該当する者】

離職者	親や配偶者と同居し収入がある方など（親と同居している学卒未就職者など）
在職者	一定の収入のある方など（フリーランスで働きながら、正社員への転職を目指す方など）

求職者支援制度のこれまでの見直し内容

① 職業訓練受講給付金の世帯収入要件の緩和（令和5年4月～）

- ・ 配偶者や親と同居している者の訓練受講を容易にするため、**現行の世帯収入の要件（月25万円以下）を「月30万円以下」に引き上げる。**
- ※ コロナ禍は特例として月40万円以下

② 職業訓練受講給付金の出席要件の緩和（令和5年4月～）

- ・ **訓練受講に配慮が必要な者**（就労経験が少ない者や育児・介護中の者）の受講促進を図るため、これらの者に限り、**欠席の理由を証明できない場合であっても、訓練実施日の2割までは欠席を認める。**
- ※ コロナ禍は特例として全受講者に対し、理由によらず訓練実施日の2割まで欠席を認める。

③ 通所手当の支給対象の拡大（令和5年4月～）

- ・ 職業訓練受講手当（月10万円）の支給対象とならない者のうち、**収入が一定額以下の者（※）**について、訓練受講を容易にするため、**新たに通所手当のみを支給する。**
- （※）本人収入12万円以下、世帯収入34万円以下
- （注）職業訓練受講給付金＝職業訓練受講手当（月10万円）＋通所手当＋寄宿手当

④ 訓練対象者の拡大（令和5年4月～）

- ・ 職業能力の向上を希望する非正規雇用労働者の主体的なスキルアップを促進するため、「**直ちに転職せずに働きながらスキルアップを目指す者**」についても**訓練対象者に追加する。**
- ※ コロナ禍は特例として転職せずに働きながらスキルアップを目指す者も訓練対象者に追加する。

⑤ 訓練基準の要件緩和（令和6年4月～）

- ・ 在職中の求職者、育児・介護や健康上の事情を抱える者の他、自身に不足する必要なスキルを学び早期の再就職を希望する離職者の訓練受講を容易にするため、**月80時間以上の訓練コースの設定を可能とする。**
- 【訓練時間】月100時間以上→（コロナ禍特例）月60時間以上→月80時間以上

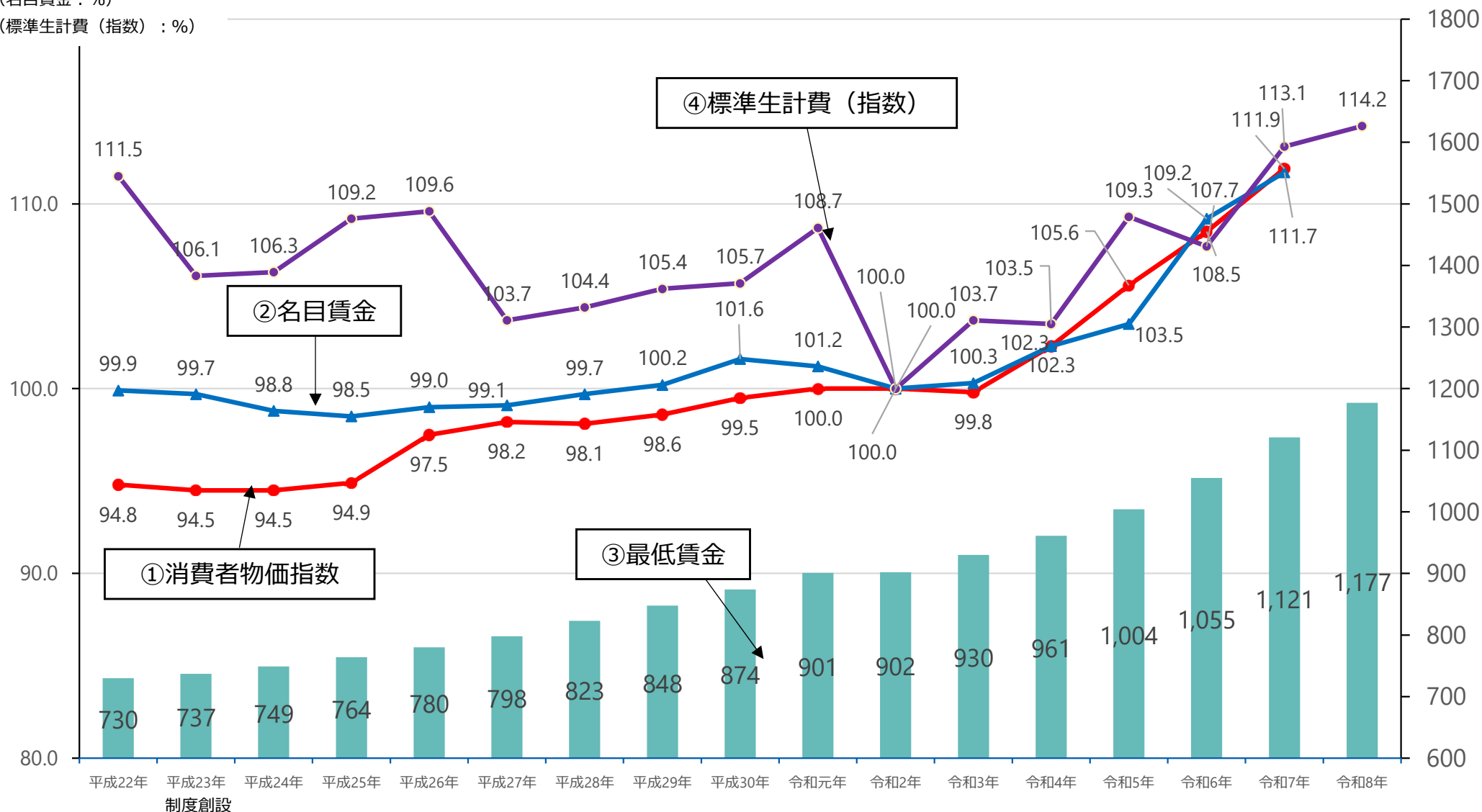
求職者支援制度創設からの消費者物価指数等の推移

(消費者物価指数：%)

(名目賃金：%)

(標準生計費（指数）：%)

(最低賃金：円)



①消費者物価指数：総務省「消費者物価指数（2020年）」（2020年（令和2年）=100）

②名目賃金：厚生労働省：「毎月勤労統計調査」調査産業計、5人以上、現金給与総額（指数）（2020年（令和2年）=100）

③最低賃金（全国加重平均額）：厚生労働省調べ（最低賃金のみ年度単位）

④標準生計費（指数）：人事院調べの標準生計費を元に厚生労働省職業安定局雇用保険課で指数を作成（2020年（令和2年）=100）

論点（教育訓練給付等について）

- 教育訓練給付の現状（効果、支給実績等）について、どう考えるか。
- 特に、令和8年度末までの暫定措置とされている教育訓練支援給付金の在り方について、上記の結果を踏まえてどう考えるか。
- 求職者支援制度における職業訓練の受講に向けた支援の在り方について、どう考えるか。

参考資料

Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決

5. 労働市場改革

（2）対応の方向性

③講ずるべき施策パッケージ

i) 処遇向上に向けたリ・スキリング支援や労働生産性向上

17の戦略分野や、建設や医療・介護・障害福祉を始めとした社会インフラ関連分野等の業所管省庁と厚生労働省、経済産業省、文部科学省が、業界団体や大学等と連携して、スキルの標準化・可視化から、教育訓練体系の整備、教育訓練プログラムの開発・提供まで、一気通貫でリ・スキリング支援を行う。人材開発支援助成金も含め、効果的にプログラムの開発が進むような支援の充実について検討するとともに、**各分野の所管大臣がプログラム認定制度を創設した場合、その適切性を所管省庁と厚生労働省が連携して精査した上で、専門実践・特定一般教育訓練給付金の対象とすることを検討する。**

各種リ・スキリング・職業関連情報サイトについては、厚生労働省を始め、経済産業省、文部科学省、デジタル庁等の関係省庁で連携し、最終的な一本化を目指し、早期に一体的な提供を実現する。さらに、**職業能力開発を効果的に推進するため、教育訓練給付金の指定講座の効果把握や申請・審査プロセス等の合理化、実績・成果の検証を踏まえた教育訓練給付金**及び人材開発支援助成金**の見直しや支援の重点化について検討する。**

まず、17の戦略分野の投資促進により需要の高まる工場建設等を担う人材の育成・確保を図り、建設産業の供給力を向上させるため、建設分野において上記取組を進めるとともに、労務費の行き渡りの徹底や入職促進、DX推進に向けた支援を実施するほか、キャリアに応じた技能の向上等につながる資格取得の支援、建設キャリアアップシステムの普及促進を図る建設事業主等への助成等の支援を行う。

さらに、医療・介護・障害福祉分野の現場においても、テクノロジー等を活用して生産性向上を担う人材を育成するため、上記の一連のリ・スキリングに係る取組を推進する。あわせて、これらの分野での生産性向上等に向け、関係省庁で連携して好事例や支援ツールの収集・整理を行い、ハローワーク等の労働関係機関や中小企業団体などにおける活用を図る。生産性の向上については、サービスの質の向上や、現場の負担軽減を通じた職場環境の改善につながる点でも重要である。医療分野では、改正総確法に基づく地域医療介護総合確保基金による業務効率化等への支援や国・都道府県による伴走支援を通じた省力化の着実な実行に取り組むとともに、働く環境の基盤整備等を推進する。介護分野では、AI技術の活用も含め、複数年度にわたる介護テクノロジー等の継続的な導入支援を実施する。障害福祉分野においても、介護分野の取組を踏まえつつ、生産性向上の取組支援を実施する。

i) 処遇向上に向けたリ・スキリング支援や労働生産性向上（前ページの続き）

その他、建設・物流・交通・宿泊等の社会インフラ関連分野等においても、現場人材の育成・確保に向けた取組を行うほか、生産性向上に資する取組を推進する。

また、あらゆる分野においてニーズが見込まれるデジタル人材の育成については、2027年度以降も、政府として目標を掲げて取り組む。

あわせて、エネルギー等の戦略分野等における人材育成のため、産業界と高齢・障害・求職者雇用支援機構が協働した人材育成プロジェクトを実施する。

企業の職業能力開発を支援するため、生産性向上人材育成支援センター等における人材育成プランの策定支援から訓練の実施まで一貫した企業への伴走支援を強化し、その効果把握も含む支援の方策の検討を進めるほか、産業・地域単位で複数企業が共同で行う訓練を促進する。

また、産業界等と連携した、訓練の中期的な方針の策定や、地域の人材ニーズを踏まえた職業訓練機会の創出など、国及び都道府県における効果的な公的職業訓練の在り方を検討するほか、全国的なリ・スキリングの機運醸成及び支援策などの情報発信の充実のため、「全世代型リ・スキリング国民運動」を展開する。

労働者が教育訓練のための時間を確保しやすくなるよう、事業主等に対する教育訓練休暇制度等の周知、人材開発支援助成金の活用による教育訓練休暇制度の導入支援、教育訓練休暇給付金制度の活用促進等を推進する。

このほか、多様な労働者の能力発揮に向け、非正規雇用労働者等が働きながら学びやすいオンライン職業訓練の推進や、ミドルシニア層を含め、OJTとOFF-JTを効果的に組み合わせた職業訓練機会の確保を進めるとともに、**雇用保険を受給できない非正規雇用労働者等に対するリ・スキリングの促進に向け、職業訓練受講への支援の方策を検討する。**

教育訓練休暇給付金受給事例①

事例1：サービス業（観光関係）に在職中で
英語能力の向上のために語学留学する

受給者プロフィール

- ・ 40代女性
- ・ サービス業（観光）/中小・中堅企業に勤務
- ・ 教育訓練休暇期間：4か月
- ・ 雇用保険被保険者期間：15年以上
- ・ 訓練受講の契機：観光関係のサービス業に従事しており、訪日外国人の対応のため、語学留学で制度を利用

教育訓練情報

- ・ 取得目標とする資格等：英語能力の向上
- ・ 受講期間：3か月

事例2：医療業に在職中でキャリア向上のため
上位資格取得を目標にした教育訓練を受講

受給者プロフィール

- ・ 50代女性
- ・ 医療業/中小・中堅企業に勤務
- ・ 教育訓練休暇期間：3か月
- ・ 雇用保険被保険者期間：20年以上
- ・ 訓練受講の契機：准看護師として従事していたが、キャリアアップのため看護師資格を取得することを目指して制度を利用

教育訓練情報

- ・ 取得目標とする資格等：看護師
- ・ 専門実践教育訓練指定講座
- ・ 受講期間：24か月

教育訓練休暇給付金受給事例②

事例3：製造業に在職中で
WEB系の業務に従事することを希望して教育訓練を受講

受給者プロフィール

- ・ 50代女性
- ・ 製造業/大企業に勤務
- ・ 教育訓練休暇期間 : 6か月
- ・ 雇用保険被保険者期間 : 30年以上
- ・ 訓練受講の契機 : 広報業務に携わるため、WEBデザインの技術等を習得することを目指して制度を利用

教育訓練情報

- ・ 取得目標とする資格等 : Webクリエイター能力認定試験
- ・ 一般教育訓練指定講座
- ・ 受講期間 : 6か月

事例4：介護業に在職中で
IT系の資格取得を目標にした教育訓練を受講

受給者プロフィール

- ・ 40代男性
- ・ 介護業/中小企業に勤務
- ・ 教育訓練休暇期間 : 3か月
- ・ 雇用保険被保険者期間 : 5年以上
- ・ 訓練受講の契機 : 業務のデジタル化のため、ITに関する基礎知識等を習得することを目指して制度を利用

教育訓練情報

- ・ 取得目標とする資格等 : ITパスポート
- ・ 一般教育訓練指定講座
- ・ 受講期間 : 3か月

教育訓練休暇給付金受給事例③

事例5：情報通信業に在職中で
法務の業務に従事することを希望して教育訓練を受講

受給者プロフィール

- ・ 40代男性
- ・ 情報通信業/中小・中堅企業に勤務
- ・ 教育訓練休暇期間：12か月
- ・ 雇用保険被保険者期間：15年以上
- ・ 訓練受講の契機：在職中に司法試験に合格したため、司法修習を修了し、企業内で法務の業務に従事することを目指して制度を利用

教育訓練情報

- ・ 取得目標とする資格等：弁護士
- ・ 受講期間：12か月

事例6：金融業に在職中で専門職学位（ビジネス・MOT）の資格取得を目標にした教育訓練を受講

受給者プロフィール

- ・ 30代女性
- ・ 金融業/大企業に勤務
- ・ 教育訓練休暇期間：3か月
- ・ 雇用保険被保険者期間：5年以上
- ・ 訓練受講の契機：人的管理や金融情報戦略を立案・実行するための技能や知識を習得することを目指して制度を利用

教育訓練情報

- ・ 取得目標とする資格等：専門職学位（ビジネス・MOT）、MBA
- ・ 専門実践教育訓練指定講座
- ・ 受講期間：24か月

リ・スキリング等教育訓練支援融資事例①

事例1：IT分野の知識を身につけ、正社員就職を目指す。

利用者プロフィール

- ・ 40代男性
- ・ 主な職歴：ホームページ制作、自営業
- ・ 融資申込時の年収：195万
- ・ 受講する訓練：応用情報技術者
- ・ 訓練期間：13か月
- ・ 融資利用のきっかけ：自営業での収入が少なく、将来の不安もあり、ITの知識を習得し、正社員就職を目指すため融資を利用。

利用者からの声

- ・ 以前からIT分野を学びたいと考えていたが、時間的・経済的な余裕がなく、受講できずにいた。当該融資により訓練機関中の生活費を確保できることを知り、IT分野の訓練受講を受講を決意した。

事例2：今後のキャリアの選択肢を広げるため、キャリアコンサルタントの資格取得を目指す。

利用者プロフィール

- ・ 30代男性
- ・ 主な職歴：学習塾講師、その後、学習塾を開業
- ・ 融資申込時の年収：270万円
- ・ 受講する訓練：キャリアコンサルタント養成講座
- ・ 訓練期間：6か月
- ・ 融資利用のきっかけ：学習塾を運営しているが収入が不安定であり、将来的なキャリアの選択肢を広げるため、キャリアコンサルティングの知識・技能の習得を目指し融資を利用。

利用者からの声

- ・ 生活費も融資対象のため、収入面への不安も軽減され、訓練に専念できる。
- ・ キャリアコンサルタントの資格取得後は、キャリアコンに関連するパート勤務等から始め、実務経験を積んでいくことを検討している。

リ・スキリング等教育訓練支援融資事例②

事例3：AIを活用した仕事に正社員就職を目指す。

利用者プロフィール

- ・ 30代男性
- ・ 主な職歴：制作会社、自営業
- ・ 融資申込時の年収：285万
- ・ 受講する訓練：AIエンジニア育成講座
- ・ 訓練期間：7か月
- ・ 融資利用のきっかけ：自身で教育訓練を受講するにあたり有効な制度がないかを調べて、融資を利用。

利用者からの声

- ・ インセンティブ措置（返済の一部免除）があることが教育訓練を受講するきっかけになり、なければ受講していなかった。
- ・ 本融資があったことで、生活面に不安なく教育訓練を頑張ることができた。

事例4：プログラムスキル等を習得し、正社員就職を目指す。

利用者プロフィール

- ・ 50代男性
- ・ 主な職歴：理容業、派遣、フリーランス
- ・ 融資申込時の年収：200万未満
- ・ 受講する訓練：python&AIデータサイエンティスト
- ・ 訓練期間：9か月
- ・ 融資利用のきっかけ：プログラムスキルやデータ分析などの技術を身につけ、正社員就職を目指すため融資を利用。

利用者からの声

- ・ 生活費と訓練費用を融資してもらえることで、訓練に集中できるので、早期に技術を習得し就職に繋がっていきたい。
- ・ インセンティブ措置（返済の一部免除）もあるので、積極的に求人に応募していきたい。